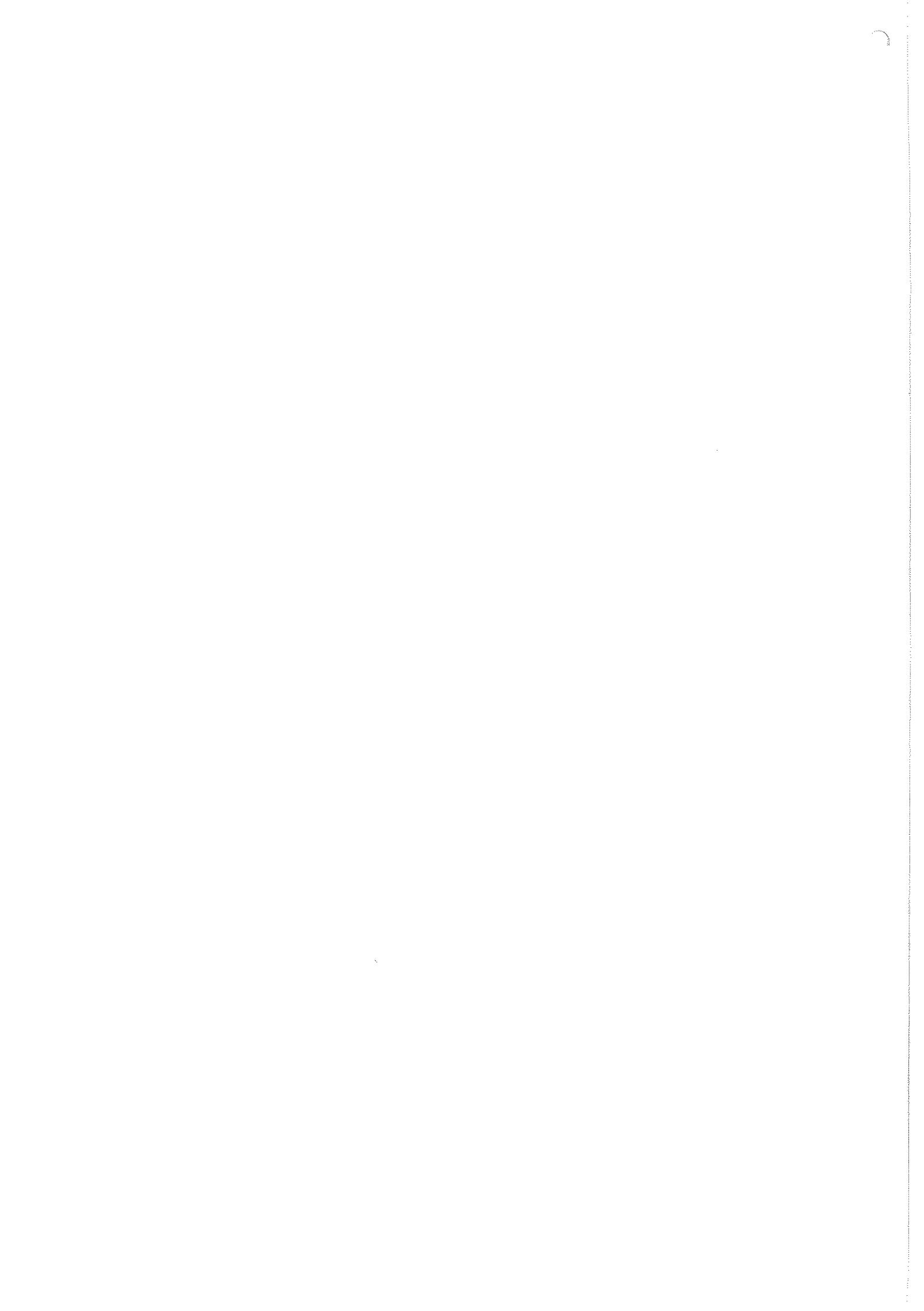


県営住宅 住まいの ガイドブック



宮城県住宅供給公社



はじめに

県営住宅では、入居者がお住まいになるうえでの様々なルールがあり、また、適切に過ごすことのできる住み方があります。

このガイドブックは、お住まいになっている方々がそれらをよく理解されて、明るく快適にお過ごしいただくための手引き書です。

大変重要な手引き書ですので、目のとどきやすいところにおき、なくさないように大切に保管してください。

県営住宅は、皆さんのが税金で建てられた大切な県民の共有財産であり、大変低い家賃に設定された住宅ですが、それだけに、様々な制約があり、申請等を必要とする多くの手続き類があります。

また、県営住宅の大半が集合形式の住宅です。

集合形式の住宅においては、建物の構造上、上下階や隣室の生活音が多少なりとも聞こえます。

入居されるみなさまが快適に生活するためには、周囲に配慮した生活が求められます。

県営住宅にお住まいになるうえで、わからないことやお困りのことがありましたなら、本誌をよくお読みいただき、ご活用ください。



目次

CONTENTS

① 県営住宅管理のしくみ

県営住宅の管理	3
管理連絡員のお仕事	4

② 入居にあたって

入居時期について	5
鍵の受取方法等	5
電気、ガス、水道の使用開始について	6
車を所有している方へ	7
風呂釜・浴槽	7
引越しの際の注意	8
入居時の補修内容	9
電気等設備	9
住宅造作点検確認書	10
入居届	10

③ 家賃について

納入方法について	11
納入期限について	11
滞納すると	11
減免および徴収猶予について	11
家賃納入相談について	12
家賃の算定方法	12

④ 収入申告について

収入申告の目的	13
収入申告の方法	13
収入超過者	14
高額所得者	14

⑤ 入居中の各種手続き

同居親族異動届	15
住宅・駐車場長期不使用届	15
同居承認申請書	15
入居承継承認申請書	15
連帯保証人変更承認申請書	15
家賃等減免承認申請書	16
模様替え等承認申請書	17・18
住み替え	19
駐車場の使用申込み	20
保管場所証明	20
駐車場使用等変更届	20

⑥ 退去の際の手続き

明渡届等の提出	21
明渡検査及び修繕費用	21
鍵の返還	21
修繕費等の精算	22
電気・ガス・水道等の精算	22
自治会及び管理連絡員への届け	22
自己設置物の撤去	22
駐車場保証金の返還	22

⑦ 住宅の修繕

計画修繕	23
小口修繕	23
修繕費用負担区分	24・25

8 住宅明け渡し請求となる行為

住宅明渡し請求行為	26
損害賠償請求	26

9 自治会活動について

環境整備活動	27
入居者相互の融和を図る活動	27
防犯・防災・秩序維持活動	27
共益費	28
集会所について	28

10 迷惑行為の禁止

騒音	29
動物飼育の禁止	29
違法駐車禁止	30
放置自動車	30
ゴミ処分	31

11 ご注意ください

漏水に注意	32
ベランダの使用について	32
高齢単身者の方は	33
鍵の取扱い	33
遊具について	34

12 上手な住まい方

結露を防ぐ	35
カビの発生予防	36
結露の防止策	37
害虫について	38
台所	39
浴室	40
トイレ	41
水道	42
電気	43

13 防災について

地震に備えよう	44
火災を防ごう	45・46

14 その他

水道元栓位置	47・48
水抜き栓の場所	49

県営住宅管理 のしくみ

県営住宅の管理

県営住宅の管理は、宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）が、行っています。

お住まいになられるうえで、お気づきのことや、お困りのことがありましたならば、お気軽にご連絡ください。



〈連絡先〉〈受付時間 8:30~17:15〉

担当部署 (窓口・問い合わせ先等)	主な業務内容
【入居管理課】 ☎022-224-0014	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・苦情等相談 ○住宅・駐車場の募集、契約締結 ○駐車場使用承諾書発行 ○入居承継・同居承認申請 ○住宅明渡等の各種届出
☎022-206-4480	<ul style="list-style-type: none"> ○収入申告 ○家賃減免等承認申請
【収納整理課】 ☎022-222-1403	<ul style="list-style-type: none"> ○家賃等の納付指導・相談 ○家賃等の口座振替・コンビニ収納 ○家賃等収納
【保全課】 ☎022-264-0605	<ul style="list-style-type: none"> ○樹木剪定等の環境整備 ○駐車場の維持管理 ○模様替え等承認申請 ○住戸内修繕 ○住戸外修繕 ○各種修繕相談
【東部支社】 石巻市東中里一丁目11番2号 【所管区域】 石巻市 女川町 南三陸町 気仙沼市 ☎0225-21-5657	<ul style="list-style-type: none"> ○家賃等収納 ○家賃等の納付指導・相談
☎0225-85-0301	<ul style="list-style-type: none"> ○入居承継・同居承認申請
☎0225-85-0296	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・駐車場の募集、契約締結 ○駐車場使用承諾書発行
☎0225-21-8030	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・苦情等相談 ○修繕受付、樹木剪定等の環境整備
☎0225-85-0393	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅明渡等の各種届出
【東部支社 気仙沼出張所】 気仙沼市八日町一丁目1番1号 市役所内 【所管区域】 気仙沼市 ☎0226-22-4436	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・苦情等相談 ○各種承認申請・住宅明渡届等各種届出 ○駐車場使用承諾書発行

〈執務時間外〉 夜間・土日曜日・祝日

◆緊急連絡センター(総合警備保障宮城支社)

☎022-213-8750

管理連絡員の仕事

各住宅には管理連絡員がおり、次の業務に限定して仕事をしていただいております。管理連絡員は、民間アパートの管理人とは異なり、ほとんどボランティア同然で入居者の中から選ばせていただいてお願いしております。（民間アパート・マンションの管理人とは違います。したがいまして苦情の相談・修繕の受付等は管理連絡員ではなく公社までお問い合わせください。）



1. カギの保管・管理

- (1) 新たに県営住宅に入居する方への鍵の引渡し
- (2) 県営住宅を退去する方からの鍵の受領
- (3) 空家補修工事業者への鍵の貸し出し
- (4) アプローチ等への車両進入止め（バリカー）等の共用施設における鍵の管理

2. 各種申請書、届出書の保管及び配布

- (1) 県営住宅同居親族異動届
- (2) 県営住宅・駐車場長期不使用届
- (3) 県営住宅模様替え等承認申請書
- (4) 県営住宅・駐車場明渡届書及び敷金・保証金還付請求書
- (5) 預金口座振替解約届



3. 県及び公社から依頼された諸文書配布等

- (1) 公社が発行する「陽だまり」などの入居者への配布
- (2) 県及び公社からの周知文等の配布または掲示

4. 共用施設の点検、施設・設備の異常時の連絡

- (1) 消防設備、ポンプ室及びエレベーター等の異常発生の際の連絡
- (2) 児童遊園内遊具に異常があった際の連絡

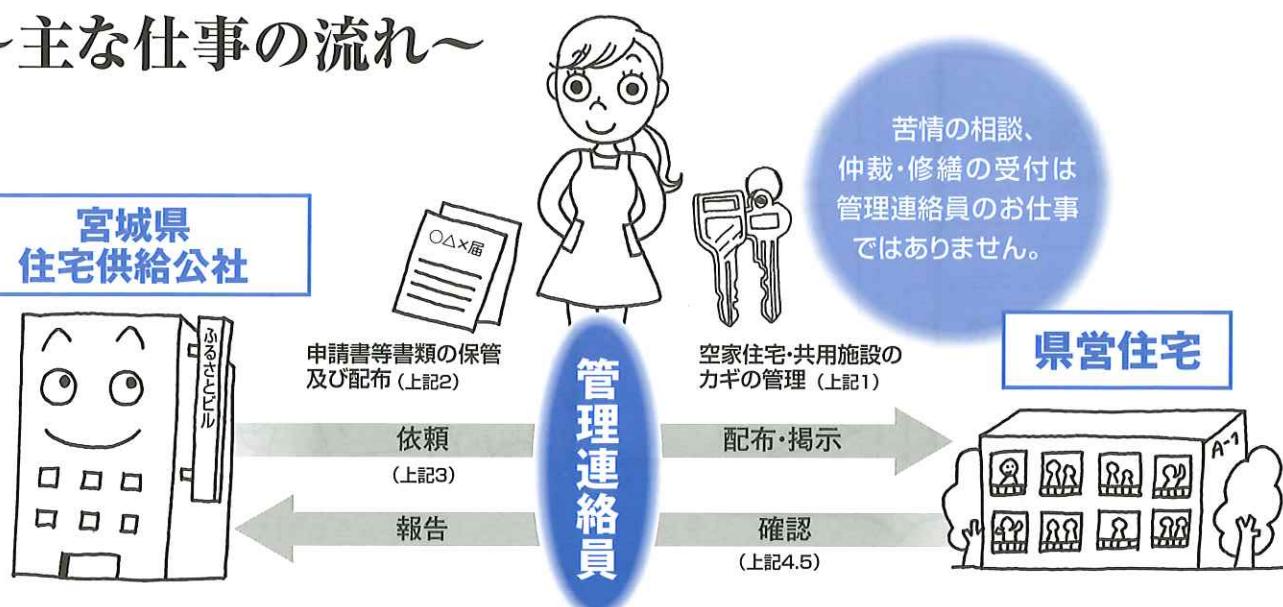
5. 火災事故等及び災害発生時の連絡

※管理連絡員に苦情の相談や修繕の依頼を持ち込まないようにしてください。

（公社は、上記以外の業務を管理連絡員へ依頼しておりません。）

また、管理連絡員は、常時在宅での業務ではありませんので、一時住宅を留守にすることがあります。

～主な仕事の流れ～



入居時期について

新規入居者は、入居可能日から7日以内に入居してください。
家賃は入居可能日からとなります。

入居は、入居可能日
から7日以内です。



鍵の受取方法等

1. 受取時期及び場所

入居する住宅などの鍵は、入居可能日以後に管理連絡員から受け取ってください。なお、管理連絡員の氏名、電話番号及び住宅番号は、契約締結時にお渡しする「県営住宅 鍵引渡通知書」に明記しております。
※住宅の鍵は入居可能日から受け取ることができます。

2. 受取方法

鍵の受取のため突然管理連絡員宅を訪問しても、不在の場合もありますので、鍵をお受け取りになるときは管理連絡員に電話等であらかじめ連絡し、在宅の有無を確認のうえ訪問してください。なお、鍵を受取る際は、契約締結時に受け取られた「県営住宅鍵引渡書」（「県営住宅 鍵引渡通知書」の下部）を持参し、鍵の受取日時、受取本数を記入押印（サインでも可）のうえ、管理連絡員に提出してください。お渡しする玄関の鍵は3本ですのでご確認ください。（前入居者が使用していた鍵は交換済みです。）

3. 自治会加入届

契約締結時にお渡しする「自治会加入届」については、管理連絡員経由で自治会長へ提出する書類となりますので、「県営住宅 鍵引渡書」と併せて管理連絡員へ提出してください。

県営住宅 鍵引渡通知書	
管理連絡員	
部屋番号	_____
氏名	_____
電話番号	_____
-----切り取り線-----	
県営住宅鍵引渡書	
押印 or サイン	

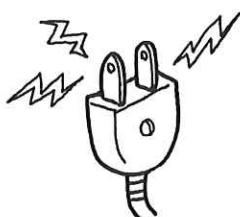


※契約締結時にお渡しする書類です。鍵を受取の際に、必要事項を記入のうえ鍵と引換に管理連絡員へ提出してください。

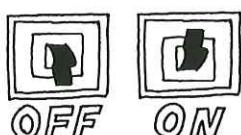
電気・ガス・水道等の使用開始について

※電気・ガス・水道の使用開始の連絡は、忘れずに行ってください。

1. 電 気



送付済み書類の「あなたの入居する住宅」に記載された電力会社の各営業所へ、申込用紙または電話で使用開始のお申込み手続きをしてください。(申込用紙は、電力会社が住戸内に投函していることがあります。)なお、申込み後に室内に設置された電気ブレーカーのスイッチを上げることで、通電します。



申込み後に電気ブレーカーのスイッチを上げれば、通電し、電気機器の使用が可能となります。

2. ガ ス



使用開始予定の数日前に、送付済み書類の「あなたの入居する住宅」に記載されたガス供給事業者へ電話等で連絡し、申込み手続のうえ元栓の開栓日時を確認してください。(ガスの開栓は立ち会いが必要となります。)なお、使用予定のガス機器は、供給を受けるガスの種類に適合したものを使用してください。

ガスの種類と適合しないガス機器を使用すると、事故となる危険もありますので、ガス供給事業者からガスの種類を確認するようしてください。

3. 水 道



送付済み書類の「あなたの入居する住宅」に記載された水道事業者へ使用開始のお申込み手続きをしてください。

水道を使用するには、元栓を開栓する必要があります。その作業は、各自が行ってください。(一部住宅は水道事業者が行う場合がありますので各水道事業所にご確認ください。)

ほとんどの住宅の元栓は、玄関外のメーターボックス内に位置しておりますが、一部の住宅は、ベランダや住宅の外側などに位置していることもあります。(一部住宅の元栓位置の写真を47ページ～48ページに掲載しております。)

また、一部住宅のメーターボックスは施錠されていることがあります。解錠する鍵は、管理連絡員が保管しておりますので、借り受けてください。

開栓作業は、水道メーターと直結している元栓のバルブ、またはコックを左方向一杯にひねってください。(中途ですと水がでませんので、ご注意ください。)

また、まれにバルブが渋く手で開栓できないことがあります。その際は公社まで連絡してください。

(注意)開栓すると給湯器に水が入り、寒い日は凍結して器具が破損する恐れがあるのでご注意ください。

備え付け給湯器には、凍結防止ヒーターなど自動的に凍結を防ぐ機能が付いていますが、特に厳冬期に電源を切るような場合は、給湯器本体の水抜きが必要になります。

(42ページ「2. 凍結の予防策」参照)

車を所有している方へ

県営住宅は、敷地に限りがあります。県内の県営住宅のうち、全戸数分駐車場が確保されている団地は、一部に限られておりほとんどの団地については、全戸数分駐車場を確保できない状態です。

車を所有されている入居者は、団地内の駐車場の有無を確認してください。駐車場が無い場合または駐車場に空きがない場合は、あらかじめ民営等の駐車場と契約のうえ入居してください。

なお、駐車場の使用を希望される方は、使用申込書を提出してください。(当ガイドブック20ページを参照してください。)駐車場に空きがある場合は、入居と同時に使用することができますが、無い場合は順番待ちとなります。

最近は一世帯で車を2台所有されていることも珍しくありません。2台目所有の方は、**あらかじめ民営等の駐車場と契約をしてから入居してください。**県営住宅敷地内は、駐車場以外は駐車禁止です。

なお、駐車場の契約は一世帯1台となります。一部に2台目の契約が可能な団地もあります。

風呂釜・浴槽

1. 風呂釜の排気口について

浴室風呂釜の排気口は、住宅の風呂釜の向きによって異なりますので、購入設置するときは、あらかじめ公社に確認してください。

2. シャワー付風呂釜について

県営住宅の大半が高架水槽設置方式であるため、上階は下階と比べ水圧が低くなります。そのためシャワー付風呂釜を設置できない場合があります。購入・設置する場合はあらかじめ設置が可能かどうか購入先に確認してください。

3. 購入先について

風呂釜・浴槽は、業者選定における公平性を保つことから公社では業者をあっせんしておりません。入居される方が直接最寄りの販売店から購入し設置してください。

ご注意
住宅を明け渡す時

住宅を明け渡すときに、自分で購入設置した風呂釜・浴槽は、確実に撤去してください。



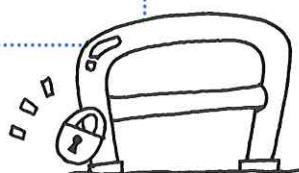
引越しの際の注意

1. 通路等の利用について

通常、通路等は車両進入禁止としており、車止めを設置し施錠しております。引越し等に限り解錠し利用することを認めております。(一部の団地では車止めを固定しており、取り外しができないところもあります。)解錠する鍵は、管理連絡員が保管しておりますので、あらかじめ電話で連絡をしたうえ借り受けてください。通路は、人が通行する場所です。車を進入させる際は、事故を起こさないように充分に安全運転を心掛けてください。子どもの行動には特に注意してください。

また、車道以外の場所にはガス、水道管、雨水管及び污水管が埋設されていますので、乗り入れないよう充分に注意してください。

車止めを開ける鍵は、
管理連絡員から借り
てください。



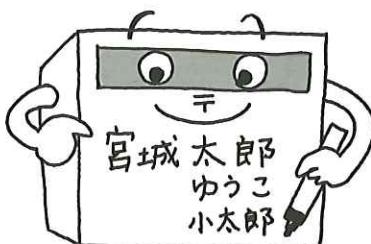
2. ゴミの処分

引越しで出るゴミは、入居する住宅の市区町の取り扱いに従い責任を持って処分してください。

また、畳の日焼けを防ぐために、ゴザなどを敷いております。処分する場合は、小さく切り刻んで燃えるゴミとして処分するようお願いします。(処分方法は、市区町によって取り扱いが異なる場合もあります。確認して処分するようお願いします。)

3. 表札と集合郵便受箱

入居する住宅の玄関入口には「表札板」を、また1階昇り口には「集合郵便受箱」又は「集合名札板」を設けております。入居後は、郵便物などの配達の支障にならないように、速やかに名前を表示するようしてください。



4. 専用庭の使用について

専用庭は、入居される方が手入れを行うことになります。

日ごろから、草木の手入れを十分に行ってください。

入居時の修繕内容

1. 修繕内容

皆様が入居する住宅は、修繕をしていますが、生活するうえで支障のない必要最小限にとどめておりまのでご了承願います。

2. 修繕の連絡先

入居可能日から

◆連絡先◆保全課 ☎022-264-0605

修繕は入居者負担となる場合もあります。詳しくはP23をご覧ください。

電気等設備

照明設備は、玄関、浴室、トイレ及び流し台手元には備え付けとなっておりますが、居室及び台所にはありませんので、ご購入のうえ取付けていただきます。

電話のモジュラージャック及び配線は、備え付けではありません。入居する方に取付けていただきます。

テレビアンテナ（地上デジタル放送用）は、中高層住宅及び戸建タイプの将監第五・大河原結ヶ丘・鳴瀬小野・涌谷下町住宅では共聴になっており、住宅内に備え付けてある端子に配線プラグを接続すればテレビを受信できます。

将監第五・大河原結ヶ丘・鳴瀬小野・涌谷下町住宅以外の戸建タイプの住宅に入居する方は、アンテナの取付けが必要です。



住宅造作点検確認書

「住宅造作点検確認書」は、入居可能日から7日以内に皆様方自身によって住戸内に設置している設備、造作物が正常に機能するか、また内装等の状態を点検のうえ記入し公社へ郵送または持参し提出していただく書類です。

ご記入いただいた不備、不具合については、公社で状況を確認し補修が必要と判断した箇所のみ補修します。

また、住宅を明渡し(退去)する際は、皆様負担の補修費を決定するための明渡検査を行います。

明渡検査の際は、「住宅造作点検確認書」で入居当初の室内の状況を確認し、修繕の負担区分を決定しますので必ずご提出ください。

入居届

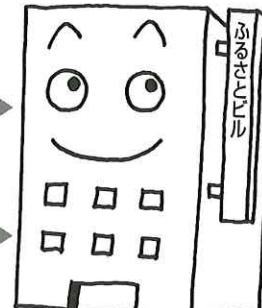
入居届(「県営住宅入居(同居)届」)は、皆様が県営住宅に確実に入居したことの証明として提出していただく書類ですので、忘れずにご提出ください。

「県営住宅入居(同居)届」に記入・押印し、入居後の家族全員の続柄が記載された住民票(原本※記載省略のないもの)を添付のうえ入居可能日から15日以内に公社へ郵送または持参して提出してください。

入居可能日から

住宅造作点検確認書

7日以内



県営住宅入居(同居)届

15日以内

入居説明会時にお渡しする「住宅造作点検確認書」及び「県営住宅 入居(同居)届」は、県営住宅へ入居後に必ず提出していただく重要な書類ですので必ず提出してください。

納付方法について

家賃は、銀行預金口座からの口座振替でのお支払いをお願いしております。

口座振替は、毎月、家賃のお支払いのために銀行に出向く必要もなく、またうっかり納付期限を忘れていても預金口座から自動的に家賃が引き落とされる便利なシステムです。

納付書でのお支払いもできますが、便利な口座振替でのお支払いをお勧めします。

コンビニで家賃等の納付ができます

ほとんどのコンビニエンスストアは24時間営業ですので、時間を気にすることなく買い物などの際に家賃等を納付できます。

希望される方に、納付書を送付しますので、公社にご連絡ください。なお、コンビニでの納入については右記にご注意ください。

● 口座振替取扱い金融機関

- ・七十七銀行
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)
- ・仙台銀行
- ・県内の農業協同組合(農協)
- ・杜の都信用金庫
- ・北日本銀行
- ・宮城第一信用金庫
- ・東北労働金庫
- ・石巻信用金庫
- ・荘内銀行
- ・仙南信用金庫
- ・石巻商工信用組合
- ・気仙沼信用金庫
- ・古川信用組合
- ・あぶくま信用金庫
- ・宮城県漁業協同組合

※口座振替は申し込み月の翌月から開始となります。

※口座振替依頼書は金融機関へご提出頂くようお願いします。

● コンビニ専用の納付書が必要です。

(令和2年4月1日現在)

● 手数料がかかります。(コンビニにより手数料が異なります)

10,000円未満	→ 66円～110円
10,000円～50,000円未満	→ 110円～220円
50,000円以上	→ 330円～550円



納付期限について

当月分家賃の納付期限は、当月末になっております。ただし、口座振替でのお支払いの場合は、毎月28日(銀行が休業の場合は翌営業日)、ゆうちょ銀行は毎月末日に引落しとなっております。

滞納すると

家賃(割増賃料)は、期限まで必ず納付してください。1ヶ月以上滞納されたときは、公社から督促の通知を送付します。

3ヶ月分以上を滞納した場合は、県営住宅条例に基づき住宅明渡し請求の対象となります。滞納が解消されない場合は住宅を明け渡していただくことになりますので、家賃は期日までに確実に納付するようにしてください。

減額および徴収猶予について

低収入の方や退職や失業などで収入が著しく減少又は病気、ケガ、災害のため多額の費用がかかるなど、家賃を納付することが困難なときは、家賃の徴収猶予・減額を申請できる制度があります。

上記の理由で、家賃の支払いが困難になったときは、公社までお気軽にご相談ください。

詳しくは、16ページをご覧ください。

家賃納付相談について

入居者の皆さまが、家賃を納付していくにあたって、病気・転職・失業・離婚などにより収入が激減し、家賃の納付が困難になる場合があります。

公社では、そのような方に対して、「家賃の支払い」「家賃減額制度の申請の案内」「国の福祉制度等の情報紹介」などの相談に応じておりますのでご相談ください。

家賃の算定方法

皆様にお支払いいただく家賃は、次のとおり決定されます。



収入申告

※詳細は次ページ

申告された世帯の合計所得に基づき、家賃ランクが決定されます。

(平成21年度改正)							
収入区分(ランク)	A	B	C	D	E	F	G
所得認定額 (月額)	0~ 104,000	104,001~ 123,000	123,001~ 139,000	139,001~ 158,000	158,001~ 186,000	186,001~ 214,000	214,001~ 259,000
一般階層世帯							
裁量階層世帯			本来入居者				収入超過者

なお、収入超過者の家賃の算定方法はP14のとおりです。

裁量世帯とは、次のいずれかに該当する世帯のことといいます。

- ① 満60歳以上で構成する世帯（18歳未満の方を含む場合も可）
- ② 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受け身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級から4級までの方を含む世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級～2級の障害のある方を含む世帯
- ④ 難病により障害者総合支援法の自立支援給付を受けられている方または市町村の地域生活支援事業を利用されている方を含む世帯
- ⑤ 障害の程度が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- ⑥ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11号第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑧ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した者）で日本に引揚げた日から5年未満の方
- ⑨ ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑩ 小学校就学前の子を含む世帯

※所得認定額は平成21年度に改正されました。

収入申告の目的

県営住宅の家賃は立地等の利便の他に、入居者の方の収入に応じて決定されます。そのため、皆様から毎年収入を申告していただく必要があります。

入居されている方全員の収入を申告していただき、その世帯の収入合計に応じ家賃を算出します。

申告しない場合は、“近傍同種家賃(民間並みの家賃)”になりますので、期日までに必ず申告してください。

※収入申告を期日までに適正に行ってないと、その他の申請を受付できない場合があります。

収入申告の方法

毎年6月に、収入申告書の提出について公社から通知します。

その際、所定様式の「収入申告書」、及び「同意書」も併せてお送りします。

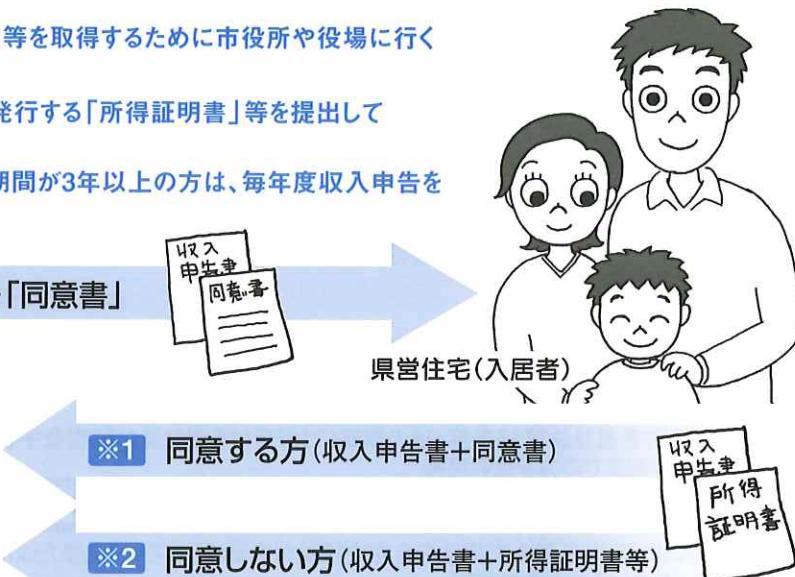
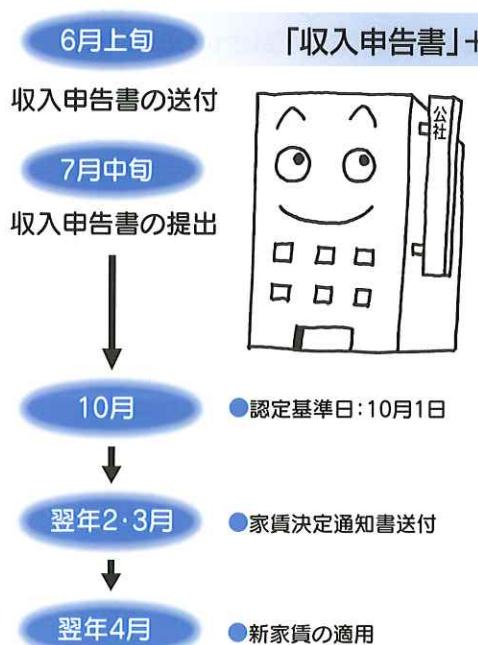
「収入申告書」に必要事項を記入し「所得に関する証明書」を添付して郵送により提出していただきますが、「所得に関する証明書」の添付に代えて、「同意書」を提出いただくことも可能です。

(「同意書」は、「私及び私の世帯員は、収入申告書の提出にあたり、所得証明書等の添付書類を提出する代わりに、宮城県及び公社が住民課税台帳の閲覧又は市町村が提供する住民課税関係資料等の取得により、前年の収入額の認定をすることに同意します。」という内容になっています。)

※1 「同意書」を提出する方は、「所得証明書」等を取得するために市役所や役場に行く必要がありません。

※2 「同意書」を提出しない方は、市区町等で発行する「所得証明書」等を提出していただきます。

※3 改良県営住宅の入居者で、入居している期間が3年以上の方は、毎年度収入申告を提出していただく必要があります。



指定された期日を厳守してください。
期日までに、収入申告の手続きをしないと
民間並みの高家賃になります。

収入超過者

収入超過者とは、入居期間が3年以上で、収入基準を超える世帯です。収入基準を超える世帯とは、一般世帯158,001円、裁量世帯214,001円以上の所得認定月額を得ている世帯をいいます。

家賃は収入の超過度合い及び収入超過者となってからの期間に応じて決まります。

収入超過が継続すると割増率は段階的に加算され、遅くとも5年目から近傍同種家賃となります。

収入超過者の家賃計算式	本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 収入区分(ランク)及び認定年数に応じた率
-------------	---

家賃ランク表

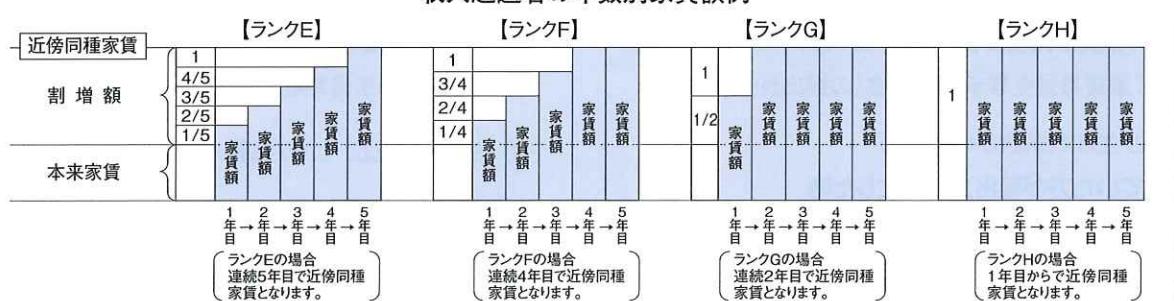
裁量階層世帯	一般階層世帯	所得認定額(月額)	ランク
		0 ~ 104,000	A
本来入居者	104,001 ~ 123,000	B	
	123,001 ~ 139,000	C	
	139,001 ~ 158,000	D	
	158,001 ~ 186,000	E	
	186,001 ~ 214,000	F	
	214,001 ~ 259,000	G	
収入超過者	259,001 ~	H	

収入区分及び認定年数に応じた率

*「認定年数」とは、平成19年度以降、連続して収入超過者と認定された年数です。

認定年数 ランク	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
E	1/5	2/5	3/5	4/5	1
F	1/4	2/4	3/4	1	1
G	1/2	1	1	1	1
H	1	1	1	1	1

～収入超過者の年数別家賃額例～



※収入超過のまま、ランクが変わった場合はそのランクの該当年の家賃額になります。

※改良県営住宅の収入超過者が当該改良県営住宅に引き続き入居しているときは、当該収入超過者は家賃に加え、毎月割増賃料を納入しなければなりません。

収入超過者は、住宅の明け渡し努力義務があります。

この住宅の入居を希望している人が多いと聞いているし、家賃も他の民間住宅と変わらなくなるから、そろそろ引っ越しを考えましょうね。



特定公共賃貸住宅か
都市機構住宅か
住宅供給公社住宅がいいな!
公社に問い合わせてみるよ。

●宮城県住宅供給公社では、特定公共賃貸住宅の募集も行っております。

特定公共賃貸住宅／☎022-224-0014(入居管理課) 都市機構住宅、住宅供給公社住宅／☎022-261-6164(賃貸管理グループ)

高額所得者

高額所得者とは、入居期間が5年以上で、最近2年間引き続き313,001円以上の所得認定月額を得ている世帯です。病気など特別な事情がない限り県営住宅を明け渡さなければなりません。

高額所得者は、住宅の明け渡し義務があります。

●高額所得者に課せられる家賃……近傍同種家賃

公社(県)から
「〇年△月×日まで
住宅を明け渡しなさい」と
明渡し請求通知書が来たわよ!
あなたどうしましようか…



県営住宅は、所得が
少ない方が入居する
住宅だったね。
県営住宅を退去することに
決めるよ。

入居中の各種手続き

県営住宅では、入居者の生活状況に応じて、次の届出書や申請書の提出を義務付けております。もし、入居者がこれらの届出や申請を怠りますと、不利益になる場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

同居親族異動届

同居家族が次の理由で増えた(減った)場合は「同居親族異動届」を異動があった日から7日以内に(①の場合は、市町へ手続き後すみやかに)提出してください。

届出されないと不適正入居となりますので必ず届出ください。(届出により家賃が減額になる場合があります。なお家賃減額には、別に「家賃等減免等承認申請書」の提出が必要です。)

- ① 子どもが生まれ家族が増えた時
- ② 同居していた方が転出又は死亡した時

(②により名義人の方が単身になる場合は、「単身入居の入居者資格認定のための申立書」、「身元引受承諾書」および「入居者管理台帳」の提出が必要となります。)



住宅・駐車場長期不使用届

病気入院、旅行等で、15日以上住宅を留守にする場合は、「住宅・駐車場長期不使用届」を提出してください。



届出や申請の手続きをする場合は、所定の用紙や証明書類が必要となります。届出や申請の内容によって提出していくだけ証明書類が異なりますので、その際は公社までお問い合わせ願います。

入居承継承認申請書

県営住宅の名義人が次の理由で退去等され、同居者が引き続き入居する場合は、「入居承継承認申請」の手続きを行い、承認を受けなければなりません。

ただし、承認を受けられるのは同居者のうち配偶者、高齢者、障害者等住宅に困窮している方で、家賃等に未納がないことや基準所得を超えないことが条件となります。

- ① 名義人の死亡
- ② 名義人の離婚等による転出

同居承認申請書

他の場所に住んでいる親族を県営住宅に同居させたい場合は、「同居承認申請」の手続きを行い、承認を受けなければなりません。

同居を認められる親族は、3親等以内の方です。なお、同居させたい方の所得を合算し、世帯の所得が基準を超えた場合又は家賃を滞納している場合は、同居を認められません。

連帯保証人変更承認申請書

連帯保証人が次の理由等で保証能力を失ったときは、新たに連帯保証人を立てていただきます。その場合は「連帯保証人変更承認申請書」で申請のうえ承認を受ける必要があります。

なお、連帯保証人は、原則として宮城県内にお住まいのご親族で、名義人と同等以上の所得がある方となります。

- ① 連帯保証人が死亡した。
- ② 失業等で所得がなくなった。

家賃等減額承認申請書

入居中に、次のようなことがあれば、現在の家賃を減額、徴収猶予できる制度があります。

その際は、お気軽に公社までご相談ください。

家賃の減額等につきましては、入居者からの申請により変更になります。

したがって申請書の提出がない場合は変更になりませんのでご注意ください。

1. 収入区分変更による家賃の減額

子供が生まれ扶養家族が増えた場合、障害認定を受けたなど家賃を算定するうえでの控除額が増えた場合。また、失業、転職及び退職または収入を得ている方の転出などで収入額が減った場合には、収入区分の変更により家賃が減額されることがあります。

(必ずしも家賃が減額されるとは限りませんので、ご注意ください。)



2. 失業など収入額の大幅な減少等による家賃の減額又は徴収猶予

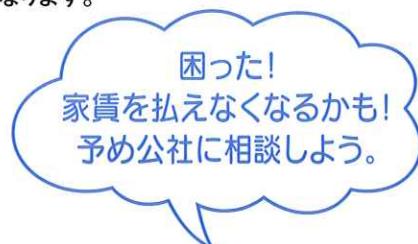
低収入の方や失業、退職、収入を得ていた方の転出などにより大幅に収入額が減少した場合、病気やケガ、災害によって多額の費用がかかる場合で、家賃のお支払いが困難な方は、現在の家賃を減額または徴収猶予できる制度があります。

(1) 減額等する金額は、現在世帯で得ている収入の額(※非課税収入を含む。)がいくらか、病気やケガの治療費または災害による損害を被った額がいくらかによって決定されます。

現在生活保護を受けている方は、支払っている家賃が住宅扶助額を超えている場合に限り、その差額が対象となります。

なお、3ヶ月以内に支払い能力が回復すると認められる場合は徴収猶予の適用となります。

(2) 家賃の減額を受けている方で、減額期間満了後も引き続き減額を受けようとする場合は、期間が満了する15日前までに更新の手続きを行う必要があります。手続きがなされない場合は、翌月から通常の家賃となりますので忘れずに手続きしてください。また、生活保護を受けるようになったときは、必ず公社へお知らせください。



※非課税収入の一例

- ◆ 遺族年金 ◆ 障害年金 ◆ 障害手当金
- ◆ 障害児童福祉手当 ◆ 児童扶養手当 ◆ 児童手当
- ◆ 失業給付

承認された場合は、申請月の翌月から家賃が減額等されます。

※郵送での申請の場合は、公社で受理した日の属する月が申請月となります。



模様替え等承認申請書

県営住宅は公の建物なので、原則として模様替えや工作物を設置することを禁止していますが、原状回復(元の状態に戻すこと)又は撤去が容易である場合は模様替え等が可能になります。

なお、模様替えの内容により事前に承認申請を必要とするものと不要なものがありますので、ご注意願います。



1. 承認申請が必要な主な工事

●衛星放送受信用



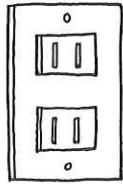
(BS・CS)アンテナ取付



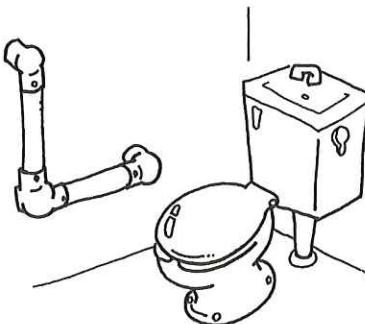
●多機能便座

(温水洗浄等便座)への取替

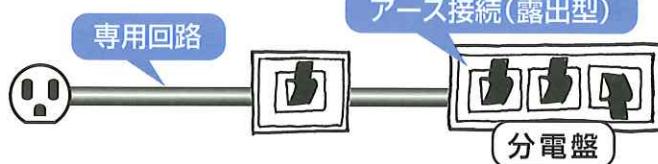
●電気コンセントの増設



●室内への手摺り設置



●エアコン設置のための アース端子付 専用コンセント



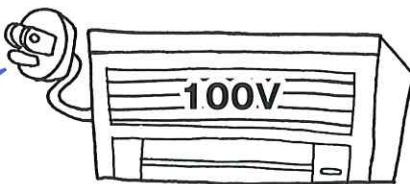
*エアコン用コンセントがない場合は、模様替えの承諾後、県の負担でコンセントを設置します。
(ただし、1台目に限ります。また、一部に設置できない住戸があります。)

申請の際は、設置する設備の性能が表示された取扱説明書等の写し、簡単な設計図のいずれか、または両方の提出が必要となります。

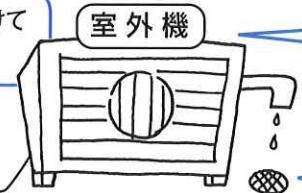
*他にも承認申請が必要な内容がありますので、
模様替え等を行う前にあらかじめ公社までお問い合わせください。

エアコンの設置基準

アース端子付専用コンセントを設置するときは、承認申請が必要です。



アースを取り付けてください。



室外機は、ベランダ内で、非常時の避難通路を確実に確保できる場所に設置してください。

ベランダの排水口までドレンホースを延長するなど排水処理を適切にしてください。

注) 壁にスリーブ用の穴を開けたり窓サッシ枠等を切り欠いたりしないでください。
避難はしごの真下など緊急時の避難に障害となる場所には設置しないでください。

2. 承認申請が不要な主な工事

注：現状回復義務有

事故防止のため、次のような設置基準を設けております。

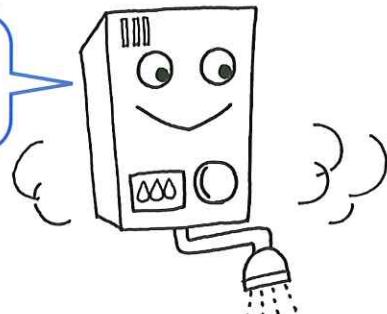
必ず守って工事を行ってください。(穴あけは禁止)

● 網戸の設置

● インターネットの設置

● 給湯器の設置

元止め式で5号以下のものを台所正面の取付金物または取付受木に設置してください。



配管工事及びガス工事の資格を有している者に依頼し、消防法の規定に基づき設置してください。



注) 中江東住宅は窓パネル等使用し換気扇を設置のうえ取付けしてください。
(換気扇取付けは模様替え申請が必要です。)

● 電気容量(アンペア)の変更

電力会社に直接お申込みください。

県営住宅の電気容量は30A以下です。

ただし、建物の総受電容量を超える場合には最大契約容量(30A)まで変更できないことがありますので、電力会社の指示に従ってください。



5 入居中の各種手続き

住み替え

県営住宅は、原則として住み替えができないことになっております。ただし、次の要件に該当する場合は、他の県営住宅への住み替えまたは定期募集への応募ができます。

1.他の県営住宅へ住み替えできる場合

(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ世帯に暴力団員がいない場合

(1)階段昇降に支障がある次のような世帯員がいる場合

- ① 65歳以上の高齢者の方（原則入居日から3年以上経過していること）
- ② 身体障害者の認定を受けている方
- ③ 病気等で治癒に1年以上を要する方

※②③の場合は身体障害者手帳の写し又は医師の診断書を必要とします。

(2)現在住んでいる入居者、または入居者以外の住民から、威嚇や嫌がらせ等の行為を受け、過度の精神的苦痛により入居継続することが困難となった場合

※自治会等の意見書及び関係機関の証明書等を必要とします。

(3)入居後または同居承認後に出生等により世帯員がさらに2人以上増え、現在5人以上又は4人以上でかつ15歳以上の子が含まれている世帯で構成する場合（多家族指定住宅の入居世帯は除く）

(4)現在大きい間取りや面積の広い住宅に入居中で、同居親族が独立等によって転出したため少人数となり、小さい間取りや面積の狭い住宅を希望する場合

(5)現在お住まいの県営住宅が建て替えや用途廃止の対象となっている場合

注) (1)～(4)の場合は同一住宅内、または建設年度が同程度以前の住宅へのあせんとなります。

2.定期募集に応募できる場合

(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ世帯に暴力団員がいない場合

(1)結婚等で世帯を分離する場合

(2)転勤等によって勤務先まで1時間30分以上の通勤時間がかかる、または50km以上の距離があることとなる場合

(3)病気等により長期の通院が必要となり、通院先まで1時間30分以上の時間がかかる、または50km以上の距離がある場合

(4)入居後、家族が増えたり次のような家族構成となり、現在住んでいる住宅が狭くなった場合

- ① 世帯員数が5人以上
- ② 世帯員数が4人で、なかに満15歳以上の子供が含まれる（二世代同居は除く）
- ③ 世帯員数が4人で、三世代以上で構成する

(5)シルバーハウジング・身体障害者向住宅に入居希望する場合

上記の要件に該当されていても、家賃等を滞納していたり、入居の所得等の要件を満たしていない場合は受付できません。なお、詳しい内容については、公社までお問い合わせください。

駐車場の使用申込み

駐車場を申し込む場合は、次の条件および書類を必要とします。なお、契約までかなり長期間お待ちいただく住宅もありますので、ご確認のうえお申込みください。

1. 申込み条件

- (1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(4)～(5)の両方に該当し世帯に暴力団員がいない場合
- (1) 入居者または同居者が使用している自動車であること
(自動車を購入し契約希望する場合も含む。)
- (2) 入居者または同居者で常時介護を必要とする方の介護者が使用している自動車であること
- (3) 勤務先の名義の自動車で通勤等に勤務先から使用を認められていること
- (4) 自動車の全長4.9m以下、幅1.9m以下の自動車であること(二輪車を除く)
- (5) 現在家賃等に滞納がないこと

2. 必要書類

- (1) 自動車検査証(以下「車検証」という。)上の名義または使用者が住宅名義人または同居者の場合
・所定の駐車場使用申込書
・車検証の写し
- (2) 車検証上の名義及び使用者が住宅名義人または同居者以外の場合(親族等名義の場合)
・所定の駐車場使用申込書
・車検証の写し
・譲渡証明書
- (3) 車両名義が勤務先等の名義で通勤等の使用を許可されている場合
・所定の駐車場使用申込書
・車検証の写し
・社用車個人専用使用証明書
- (4) 車を新規に購入し契約希望する場合
・所定の駐車場使用申込書
・自動車販売業者等の売買契約書の写し

保管場所証明

自動車の代替えや名義変更などをする場合は、保管場所の証明を警察に提出しなければなりません。現在駐車場を契約している方については、公社で証明書を発行します。発行にあたっては必要書類を提出していただくことになりますので、担当課までご連絡ください。

仙台市以外の住宅は、郵送による発行も申し込み受けます。なお、家賃などを滞納している場合や、車両を変更した際に「駐車場使用等変更届」を提出していない場合は発行できませんのでご注意ください。

発行手数料／500円

(郵送による発行の場合は、送付郵送代84円が加算となります)
(R2.4.1現在)

駐車場使用等変更届

自動車の代替えや名義変更などで契約内容に変更が生じた場合は、変更後車両の車検証の写しを添付して「駐車場使用等変更届」を公社に提出していただきます。届けがなされない場合は保管場所証明(車庫証明)の発行ができない場合がありますので必ず「駐車場使用等変更届」を提出してください。

退去の際の手続

明渡届等の提出

県営住宅を明渡し(退去)する際は、下記の書類を退去する10日以上前までに公社へ提出してください。

明渡しする際の家賃は、その月の明渡日までを日割りでお支払いしていただきます。

なお、明渡届用紙は、公社窓口または管理連絡員から受け取り公社へ提出してください。

公社で書類を受領した日が提出日となりますので郵送での提出の場合はご注意ください。

1. 県営住宅・駐車場明渡届書及び敷金・保証金還付請求書
2. 口座振替解約届(納入通知書で支払いの方は不要)



明渡検査及び修繕費用

明渡届が提出された後に、公社から明渡検査の日時について連絡を差しあげます。

検査日は、県外等の遠方へ引越しする方以外はお引越し後となります。

検査日当日に負担いただく修繕費等を決定しますので、必ず立ち会ってください。

明渡しする方が負担する修繕費は、主に次のとおりとなります。

- ① 畳の表替え
- ② フスマ及び障子の張替
- ③ 壁の補修(塗替)
- ④ クロスの張替(塗装)
- ⑤ 床の損耗箇所の補修
- ⑥ 県設置設備の損傷、消耗箇所の修繕

注)その他状況によって負担いただく内容があります。

鍵の返却

明渡しする住宅の鍵は、明渡検査当日に検査員に返却してください。(明渡日前の検査の場合は、管理連絡員へ返却してください。)

入居時にお渡しした鍵全てをお返しいただきます。

玄関および勝手口の鍵については、1本でも紛失している場合又は複製した鍵で本数を満たしている場合には、シリンダー交換の費用を負担していただくことになります。(物置(プレハブタイプ)は複製の鍵でも可)



修繕費等の精算

負担していただく修繕費が確定したら、日割りの家賃などの未納家賃を合わせ、入居時に県でお預かりした敷金から差引きし、過不足によって徴収又は還付をします。

※生活保護費を受給している世帯については、事情によって修繕費用を減免することもあります。

電気・ガス・水道料金等の精算

明渡しする数日前までに、電気、ガス、水道等の供給事業者へ解約の手続きを行い、精算してください。



自治会・管理連絡員への届け

住宅を明渡しする際は、自治会費(共益費)の精算も必要となりますので、自治会への届けも忘れずにしてください。また、公社窓口で手続きした方は、担当管理連絡員にも必ず連絡してください。



自己設置物の撤去

入居にあたり自分で設置した浴槽、風呂釜、湯沸器、エアコン等は、退去する際に撤去し、退去者の責任で適切に処分してください。

明渡検査日に、住宅に残されていた場合は、撤去処分費用を負担していただきます。



駐車場保証金の返還

県営駐車場を契約されていた方は、契約の際にお預りしていた保証金をお返しします。返還金額は、明渡し月の日割り使用料を差し引き、「保証金還付請求書」に記載された銀行等への口座振込で返還します。ただし、未納額がある方は、保証金を未納額に充当します。

修繕のご要望

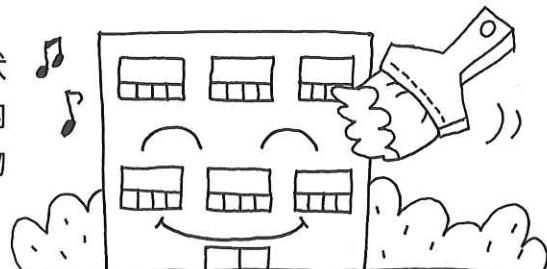
住戸内や屋外の施設・設備等が破損または劣化したときは、公社へご連絡ください。修繕内容によっては入居者ご自身で負担いただくものもありますので、次ページの「修繕費用負担区分」をご参照ください。

なお、修繕は限られた範囲の予算で行われます。したがって、皆様からの要望の全てを受け入れることができませんのでご承知ください。

入居中は住戸の維持管理について十分な注意を払っていただくようお願いします。なお、県で行う修繕の種類として、計画修繕と小口修繕があります。

計画修繕

計画修繕は、住宅及び附帯施設並びに共同施設の破損状態を調査し、年次計画で行っています。その工事の主な内容は、外壁補修、屋上防水工事、外部鉄部補修、遊具補修、物置補修などがあります。



工事の際は、ご協力くださいますようお願いいたします。

※(BS、CSアンテナ、エアコン室外機等は、工事の際に入居者の負担で撤去・復旧していただきます)

小口修繕

小口修繕は、計画修繕以外の修繕です。内容によって県負担修繕と入居者負担修繕に区分しています。なお、直接業者に修繕を依頼する場合は、修繕仕様が定められていますので、あらかじめ公社へお問い合わせください。



修繕費用負担区分

県営住宅の修繕は、県負担と入居者負担とに区分しております。ただし、県負担の修繕であっても入居者が故意、または過失によって汚損、破損した場合は入居者の負担で修繕していただきます。

また、入居している住宅は、県民共有の財産です。大切に使用されるよう心掛けてください。なお、修繕費用負担区分は次表のとおりですが、団地によって設置物等が異なりますので下記の表に記載がなく負担区分が不明な場合は公社までお問い合わせください。

修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
	県	入居者	
建築関係(屋内部分)			
柱、敷居、鴨居	○		
天井	○		
根太、大引、土台、床束	○		
床関係	○		
内壁モルタル塗	○		
壁塗り替え		○	
壁紙等張替		○	
玄関ドア	○		建付調整及び鍵は入居者負担
窓サッシ	○		建付調整及び鍵は入居者負担
浴室トビラ	○		建付調整及び鍵は入居者負担
物置トビラ	○		建付調整及び鍵、棚板は入居者負担
畳表・縁		○	
障子・フスマ		○	張替含む
ガラス		○	
郵便、牛乳受け箱		○	
水切りだな(ステンレス製)		○	取付組み直し・本体取替え
吊り戸棚		○	トビラの建付調整及び附属金物・レール・たな板・ガラス戸・換気口等修理または取替え
化粧箱(たな)及び化粧鏡(蛍光灯付含む)		○	取付組み直し及び本体附属物の修理または取替え(蛍光灯なし)
台所流し(ガス台及び調理台)・下部棚		○	トビラの建付調整及び附属金物・たな板・すのこ・換気口等修理または取替え
ペーパーホルダー		○	修理又は取替え
ハンガー用ボルト・化粧インサート・帽子掛け・タオル掛け及び手すり		○	修理又は取替え
カーテンレール及びランナー		○	修理又は取替え
室名札		○	修理又は取替え
消火器(県設置)	○		薬剤入替
建築関係(外部廻り及び屋外附帯部分) ※共用部分を含む			
構造体・本体	○		
外壁モルタル塗り・塗装	○		
屋上防水・屋根	○		
雨樋・ドレン	○		
臭気筒	○		
遊具	○		
道路	○		
U字溝・フェンス	○		
雨水管(第1樹手前まで)・側溝		○	
浄化槽管理(汚泥引抜き等)		○	(機器の取替・修繕は県負担)
砂場		○	
団地内草刈り・清掃		○	
団地内樹木剪定		○	
団地内樹木等の害虫駆除		○	

7 住宅の修繕

修 繕 内 容	負担区分		備 考
	県	入居者	
電気設備関係			
流し手元灯本体	○		
照明器具本体	○		
防犯灯本体(共用灯)	○		
誘導灯	○		
火災感知器等消防設備	○		
共聴アンテナ	○		
昇降機設備	○		
電気各盤類	○		
ブレーカー	○		
化粧鏡(蛍光灯付)の一式取替	○		
インターホン	○		
電球・蛍光灯・点灯管	○		取替え
白熱灯器具及びけい光器具	○		修理
各種プレート	○		修理又は取替え
各種スイッチ	○		修理又は取替え
コンセント	○		修理又は取替え
ブザー・押しボタン及びチャイム	○		修理又は取替え
テレビ用室内端子及び同軸ケーブル	○		修理又は取替え
アース端子	○		修理又は取替え
台所換気扇(壁付)	○		修理又は取替え
レンジフード・パイプファン・天井扇	○		フィルター及び羽根等部品の修理又は取替え
衛生設備等関係			
浴槽及び釜本体 ※	○		県設置物
給湯器本体 ※	○		県設置物
流し台・トラップ本体 ※	○		
ユニットバス本体 ※	○		
洗濯パン本体 ※	○		
屋外排水栓・汚水管(污水栓)	○		
受水槽・高架水槽	○		
衛生器具本体 ※	○		
フラッシュバルブ本体 ※	○		
収納キャビネット本体 ※	○		
レンジフード・パイプファン、天井扇(壁付は除く)本体 ※	○		
〈風呂釜等の部品〉			県設置物
浴槽ふた・排水ゴム栓(鎖含む)	○		修理又は取替え
保温材及びパッキン類	○		修理又は取替え
瞬間湯沸器の取り合い部分	○		修理又は取替え
外箱・熱交換器及び給排気筒	○		修理又は取替え
すのこ及び踏み台	○		修理又は取替え
〈給湯器及び電気温水器〉			県設置物
ツマミ・点検確認窓・その他付属品	○		修理又は取替え
浴室及び台所リモコン	○		修理又は取替え
洗面器(陶器)	○		本体緩み直し及びゴム栓(鎖含む)の修理又は取替え
洗面器(収納キャビネット)	○		扉の建付調整及び附属金物・引出し等の修理又は取替え
手洗器	○		本体の緩み直し
〈便器部品等〉			
便座、便ふた及び同丁番	○		修理又は取替え
フラッシュバルブ	○		ハンドル・パッキンその他部品の修理又は取替え
ロータンク内部金具	○		取付緩み直し及びレバー・フロートその他部品の修理又は取替え
各種給水(蛇口)給湯せん	○		本体の取付け緩み直し又は取替え (シャワーセットを含む。持出しソケット除く)
排水トラップ(流し)	○		目皿、中皿及びわん等部品
排水トラップ(浴室及び洗濯設置場)	○		目皿の取替え
各戸共通排水管・建物内排水管(外部第1樹まで)	○		つまり直し、共用管清掃
ガス栓(ガスコック)	○		修理又は取替え
ガス栓(埋込みボックス)	○		プレート及びつまりの修理又は取替え

住宅明け渡し請求 となる行為

次のような行為を行ったときは、悪質とみなし住宅明渡し請求の対象となりますのでご注意ください。

住宅明渡し請求行為

- ①不正行為によって入居したとき。
- ②正当な理由なく15日以上住宅を使用しないとき。
- ③家賃等を3ヶ月以上滞納したとき。
- ④他の入居者に迷惑を及ぼす行為または、住宅若しくは共同施設を故意に壊したとき。
- ⑤その他「公営住宅法」、「県営住宅条例」
または、これに基づく指示・命令に違反したとき。
- ⑥入居者または同居者が暴力団員であることが
判明したとき。



損害賠償請求

<不正行為によって入居したとき>

家賃を入居可能日から明渡し請求日まで近傍同種
家賃で算定し直し、明渡し請求日まで支払いしていた
家賃を差し引いた額を請求します。

<明渡し請求日まで住宅を明け渡さない場合>

明渡し請求日の翌日から明渡し日までの近傍同種家賃の2倍相当額以下の金額を請求します。

自治会活動について

県営住宅は共同住宅であることから、入居者の皆様同士が協力して行う清掃等の作業や共同で利用している施設・設備等の管理運営を行っていただく必要があります。

自治会活動については、各団地がそれぞれに活動内容を取り決めしております。活発に活動していくことで、皆様がより安心・快適に団地生活をおくることができますので、積極的に参加するようにしてください。

環境整備活動

① 5m未満の樹木の剪定等

団地内の低木の高枝切りバサミや薙込バサミでの手入れ。

② 共用部分の清掃

排水管、階段、通路、側溝等の共用部分の清掃。

③ 敷地、空き地の除草

敷地内の空き地などに生えた雑草の除草、草刈り。



入居者相互の融和を図る活動

入居者同士のコミュニケーションを深める夏祭り等行事の開催。



防犯・防災・秩序維持活動

皆様が安心・快適に生活を営まれるように、消防訓練等の防災訓練や防犯活動、また団地内の違法駐車を防止する等の秩序維持活動。

特に防災訓練には積極的に参加し、災害に備えましょう。



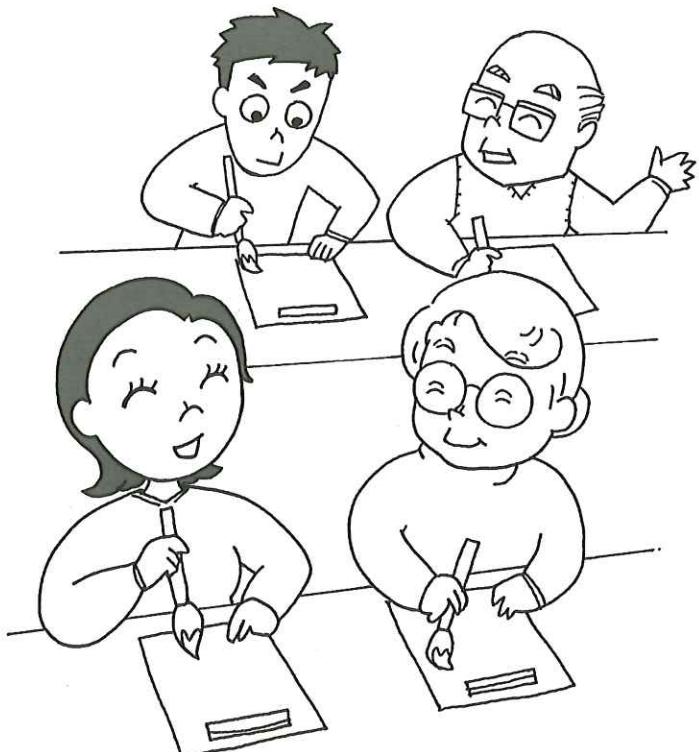
共 益 費

県営住宅に附帯している共用設備や共同施設の維持管理にかかる費用は入居者負担となります。共益費は、住宅に設置されている設備等によって負担額が異なりますが、自治会が維持管理するのに必要な費用を算定し皆様から徴収します。

集会所について

集会所は、皆様方の福利厚生の利用、文化教養の講習会、親睦を図る行事などを行うための入居者の共同利便施設です。豊かなコミュニケーション形成の中心的なところですから効果的に活用してください。

なお、管理運営は自治会で行っています。



迷惑行為の禁止

県営住宅の多くは、上下隣室が接しており、そのなかで多くの方がお住まいになられている集合住宅です。のことから、お互いの生活を尊重し、理解することが重要となります。また、入居者の皆様が共同生活をおくるうえでの最低限のルールやマナーを守ることが必要です。

騒音

中高層住宅は、上下隣室が接近しており、生活音が完全に防止できない構造になっております。

互いにこのことを理解し、不必要的音を発生させないように心掛けてください。

特に深夜や早朝の就寝時間帯の音の発生は、重大な迷惑行為となりますので注意するよう心掛けてください。

また、上階の音は特に響きますので、床に遮音カーペットを敷くなどの騒音対策を行い、下階の入居者に配慮するようしてください。

音に対する感じ方には個人差がありますが、通常の生活音に対してまで過剰に反応することがないようにしてください。



動物飼育の禁止

県営住宅での犬、猫などペットの飼育は、鳴き声による騒音、悪臭、恐怖感、飛散する体毛による被害などのため、理由を問わず禁止しております。

一時的な預かりも禁止。野良犬・猫等にエサを与えることも飼育と同じ行為ですのでやめてください。



違法駐車禁止

団地内の契約駐車場以外の通路、敷地等は、下記の車両などの通行障害になるため、全面駐車禁止としております。

公社及び自治会等が協力し違法駐車の排除活動を行いますが、注意を無視し継続的に違法駐車を繰り返している悪質な違法駐車車両は、公社でレッカ一車による強制移動を行う場合があります。



1. 緊急自動車

団地内で火災等の事故・災害や急病人等が発生した際に、違法駐車車両が消防車、救急車などの緊急自動車の進入の障害となり、被害などが拡大する恐れがあります。



2. ゴミ収集車

違法駐車のためゴミ収集車が団地内のゴミ集積所まで到着することができない場合はゴミを収集することなく引き返します。次回の収集日まで集積所にゴミが置かれかねない状態となります。

3. 引越し車

県営住宅の入退去にともなう引越しの際に、引越車が違法駐車のために住宅の近くまで寄れなくなり、荷物の搬入・搬出に大変苦労することになります。

4. 駐車場契約車

駐車場内の通路などに違法駐車することで、契約車両の出入りの障害となり迷惑をかけることになります。

無断駐車の禁止

空きになっている駐車場に無断で駐車することは絶対にやめてください。契約者が決まり、いざ駐車しようとするときに駐車できなくなり、トラブルの原因になります。

放置自動車

車検切れなどで、運転できない車を長期間契約駐車場に駐車(放置)しないでください。駐車場の契約を待っている方が使用できるように速やかに解約してください。

ゴミ処分

ルールを無視した身勝手なゴミ処分は、他者に迷惑をかけるばかりか悪質なケースは法律による処罰の対象ともなります。決められたルールに従い適切に処分してください。

集積所への搬出(家庭ゴミ)

家庭ゴミの処分方法は、各市町によって異なりますが、決められた日時、種類、方法を確実に守り集積所へ搬出してください。

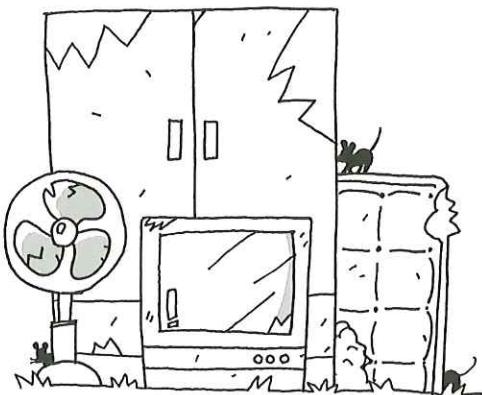
決められた日以外に生ゴミなどを搬出すると、のら猫やカラスに飛散され悪臭を放つなど迷惑になりますので、決まりを必ず守ってください。



団地敷地内への投棄(投棄ゴミ)

粗大ゴミなどを決められた方法で処分せずに、団地の敷地に投棄することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発することになります。悪質なケースは法による処罰の対象となります。必ず決められた方法で適切に処分してください。

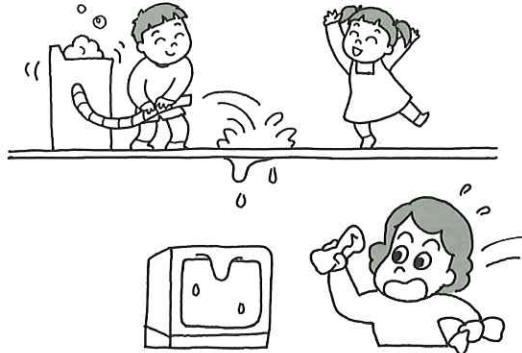
団地敷地内に不法投棄された投棄物の撤去は自治会で行うことになり、皆様方が自治会に納めている共益費などで行うこととなります。



11 ご注意ください

漏水に注意

中高層のコンクリート住宅は、屋上及び浴室以外に防水処理を施しておりません。（ベランダは簡単な防水しか施していません。）室内で水をこぼすと下階に水が漏れていきます。水漏れ事故の多くは、洗濯機排水の水漏れです。



事故を防止するためには、洗濯している間は外出しない、排水ホースが外れないよう確実に接続するなど事故の防止に努めてください。特に排水を浴室に流す必要がある住宅は、ホースが外れないように延長し、確実に浴室に流れるように固定してください。

水漏れによって被害が発生した場合は、水漏れを起こした方が下階などに損害額を賠償することとなり、状況によっては多額となることがあります。

水漏れの原因はその他にも様々ありますので、水の取扱いは十分に注意してください。

結露による水が下階に漏れることもありますので、35ページ（結露を防ぐ）も参照してください。

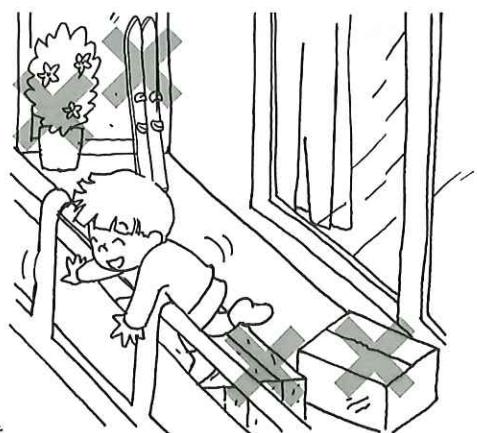
ベランダの使用について

ベランダは共用部分であり私有物を置く場所ではありません。物を置きますと次のような障害や事故の原因になりますので、物を絶対に置かないでください。

1. 避難の障害となります

ベランダは、火災など災害時に避難通路となります。

住宅で火災などが発生した際にはベランダに避難し、隣との境に設置している隔板を破り隣りの住宅のベランダに避難することができます。また、一部住宅のベランダには下階住宅のベランダにハシゴを使用して避難できる避難口が設けてあります。このような場所に物を置いていますと避難の障害となり重大な事故となる恐れがあります。



2. 転落の危険があります

子どもに目を配りベランダに立入らせないようにしてください。まして遊ばせることなどは

絶対止めてください。転落する危険があります。また、子どもがベランダに置いた物を踏み台にして転落した事故がありました。

ベランダには絶対物を置かないでください。

3. 落下の恐れがあります

ベランダに置いた物が落下し、重大な事故となることがあります。

団地保険について

団地内の災害に備えて団地保険に加入することをお勧めします。火災事故、漏水事故で下階住宅などへ水損被害を与えた場合などに損害額を補償する保険です。県営住宅では、特に漏水事故が頻発しており、多くの入居者の方が加入しております。なお、この保険は民間の損害保険会社で取り扱っています。

※毎年県営住宅内で約100件漏水事故が発生しています。

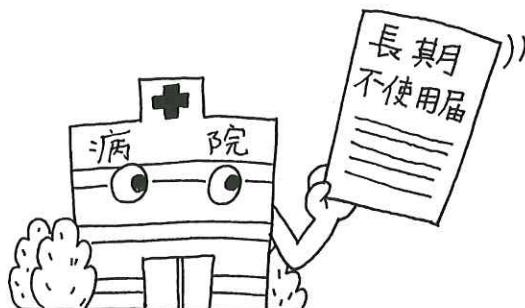
高齢単身者の方は

県営住宅にお一人で入居している高齢の方が所在不明となり、大騒ぎとなることがあります。このようなことがおきないように、2~3日以上住宅を留守にするときは、緊急連絡先、親族の方への連絡はもとより自治会や周囲の方にも声掛けなどしてからお出かけください。



また、入院や旅行などで15日以上住宅を留守にするときは、管理連絡員から「長期不使用届」の用紙を受け取り、公社に提出してください。

なお、玄関の力ギは、親族の方などにもお預けいただき、緊急連絡先に預け先を知らせておくようにしてください。



鍵の取扱い

公社や管理連絡員はマスターキー(合い鍵)を保管しておりません。紛失・破損したときは、直接力ギ屋さん等の業者へ依頼してください。

また、入居の際に渡した玄関の力ギや勝手口の力ギを1本でも紛失・破損しますと、住宅を明け渡す際にシリンドラーの交換代を負担していただくことになりますのでご注意ください。



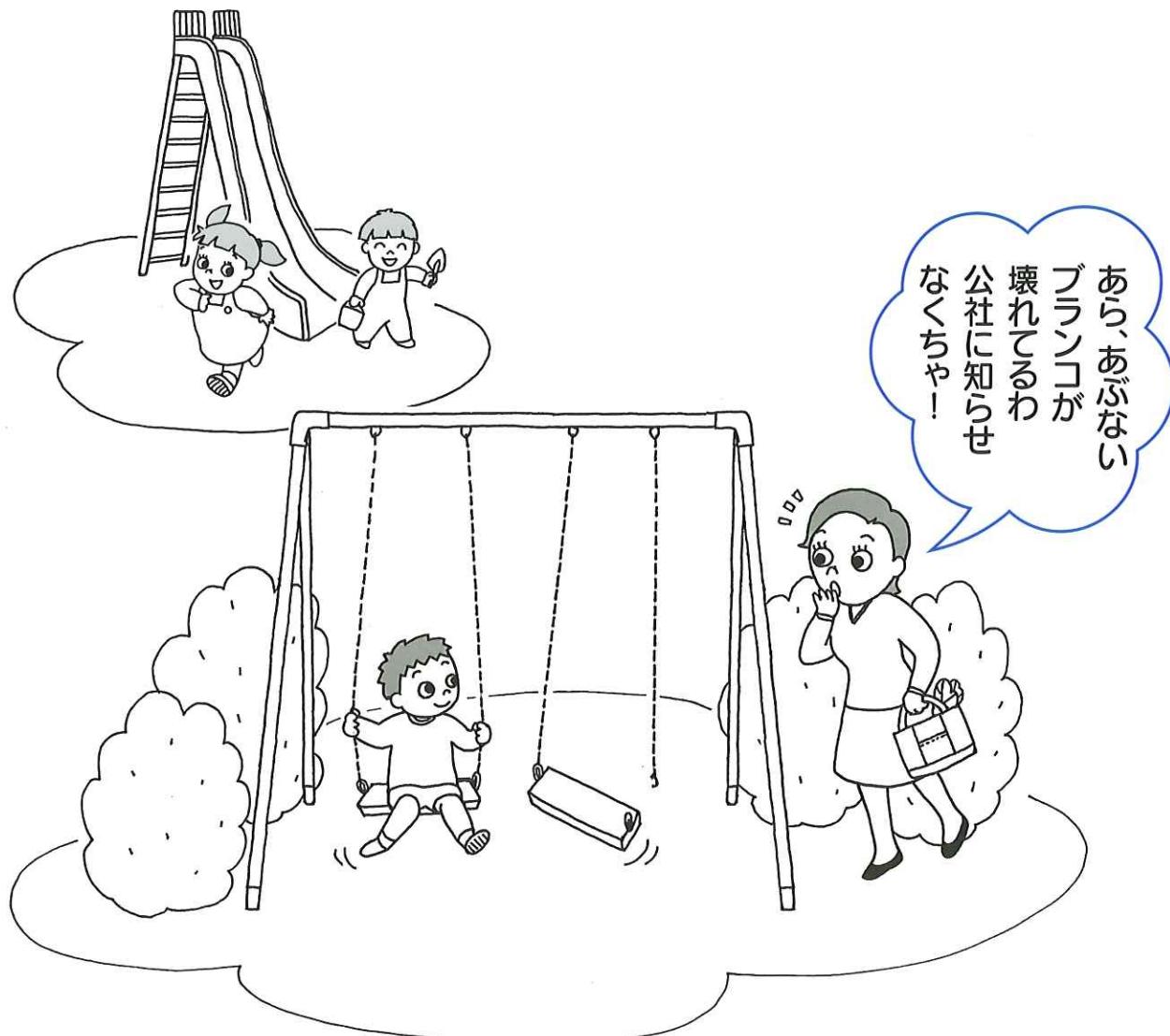
遊具について

県営住宅の多くは、児童遊園を整備しており遊具が設置されています。

公社では、遊具の点検を定期的に実施しており、異常を発見した場合には、速やかに修理を行っています。

また、管理連絡員も適宜点検を行い、異常があれば公社に報告することになっておりますが、もし皆様が異常に気づかれたときでも公社へ連絡をお願いします。

なお、遊具に異常がなくても、遊び方によっては事故の恐れがありますので、子ども達が危険な遊び方をしているときは、保護者や周りの方が注意してください。



12 上手な住まい方

結露を防ぐ

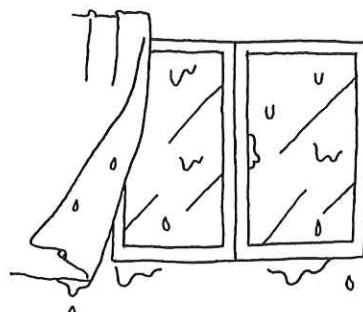
結露とは？

結露とは、空気中に含まれている水蒸気が急に冷やされることで、水滴になる現象をいいます。たとえば冷たい水をコップなどに注ぎ、しばらくするとコップの表面に多くの水滴が付く現象です。

コンクリート住宅は、木造住宅と比べ気密性が高いために冬期間は室内の温度と外気温の差が大きくなり、窓ガラスや壁、天井、床に水滴が付着します。

室内の温度が高いほど多くの水蒸気を含むために、結露の現象は強く現れます。

窓ガラスに付いた結露はこまめに拭きとるようにし、下階の住戸へ漏水させないように気をつけてください。



結露となりやすい場所

住宅内で、結露しやすい場所は、暖かい水蒸気が多く出るところや空気の流れにくい場所などです。

- ◆台所・浴室・トイレ・洗面所等の水回り
- ◆部屋の隅
- ◆カーテンや障子の外側
- ◆押入
- ◆暖房していない部屋
- ◆風が強くあたる窓

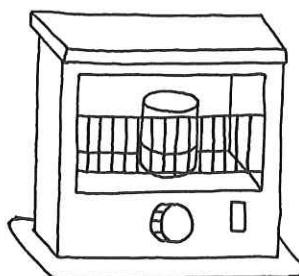
こんなところから水蒸気が発生します！



加湿器



浴槽・洗い場



煙突のないストーブ



洗濯物の室内干し



食事のしたく



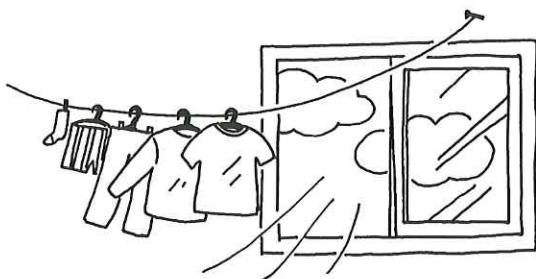
沸騰したやかん

結露の防止策

結露を防ぐには次の4つの方法などがあります。

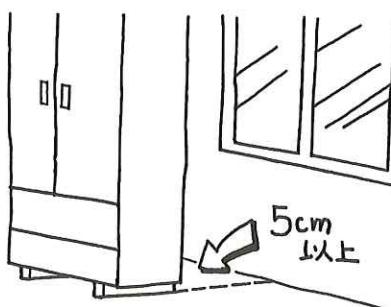
1. 水蒸気の発生をおさえる

生活するうえで、水蒸気をだす要素は多くあります。水蒸気は結露の原因ですので、極力発生させないよう心掛けください。洗濯物を室内で干さないことや、加湿器の使用を最小限にするなどの工夫も必要です。



2. 空気の流れをよくする

空気が停留しやすいところは、結露しやすいところです。家具などは壁側から少し離すとか押入にスノコを敷くなどして空気の流れをつくるようにしてください。



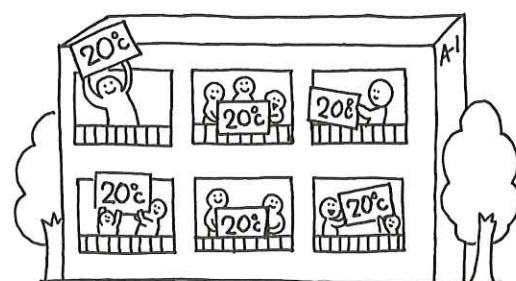
3. 十分な換気を行う

水蒸気が発生しても、すぐに外に出すことで結露を未然に防ぐことができます。炊事によって発生した水蒸気や浴室から発生した水蒸気は換気扇などを使用して速やかに外に出すようにしてください。



4. 室温を適温に保つ

温度が高くなるほど空気中の水蒸気の量が増え結露しやすくなります。また、部屋によって温度差があると温度の低い部屋が結露しやすくなります。20度前後が適温ですので、各部屋平均に温度を保つように努めてください。



注)窓、壁、床の結露水を放っておくと、下階への漏水や家財、床、畳等の腐食等になります。

窓ガラスに水滴がついていたら、結露が発生しているというバロメーターですので、上記の対策を!

カビ発生の予防

結露を放置するとカビが発生することになり、状況によっては周辺全体に繁殖します。また、カビをえさとするダニも発生します。結露は入居者で対応していただきます。（「住まいのガイドブック別冊」7～10ページ参照）

結露となったときは、乾いた布でこまめに水滴を拭きとりカビの発生を防いでください。



害虫について

ゴキブリやダニなどの害虫は、人の健康に悪影響を及ぼすことがありますので、発生を未然に防ぐよう以し、見つけたら速やかに駆除してください。

また、アリなどの不快害虫の発生やハチが巣を作ることがあります。入居している方自身で対処していただきます。

1. ゴキブリ

ゴキブリは、湿って、暖かい所を好みます。また夜行性のため、夜中に活発に活動します。したがって湿気の多い台所や浴室の水周りの隙間の暗がりに多く発生します。有害な細菌を運んだりしますので、見つけたら市販されている薬品等で駆除してください。



発生を未然に防ぐには、次の方法が有効とされています。

- ダンボールや紙は、巣になりやすいので極力長期間同じ場所に置かない。
- 台所などは、常に片付けや掃除をしてエサとなる物がないような状態を保つ。

3. ハチ

ベランダなどにハチが巣を作ることがあります。刺されると命の危険があるスズメバチの駆除や巣の撤去については、公社が専門業者に依頼しますが、その他のハチについては、入居している方に対処していただきます。

人を刺すハチは、スズメバチ以外にミツバチやアシナガバチがありますが、特に攻撃性が強いのがスズメバチです。

スズメバチの巣の形状は、通常巣盤が何段にもなっており、ボール状になっております。



シロアリ・スズメバチの駆除は
公社で行いますのでお知らせください。

2. ダニ

ダニは、喘息やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患などの病気の主な原因となります。

また、人を刺したりするダニもあり、人の健康に悪影響を及ぼす害虫です。

小さいために発見が難しいことがあります。湿気が多いところやほこりを好み、その場所に大量発生することがあります。

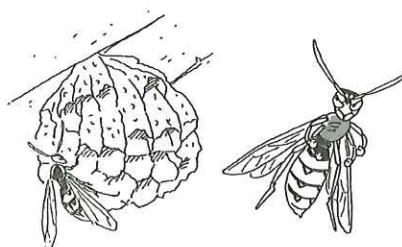
人のフケやカビをエサとしたりしますので、室内を常に清掃することや、カビの発生原因となる結露の発生をなくし、未然に防止することを心掛けてください。

発生したら速やかに専門業者に駆除の依頼や自分で市販の薬品などを購入し駆除してください。

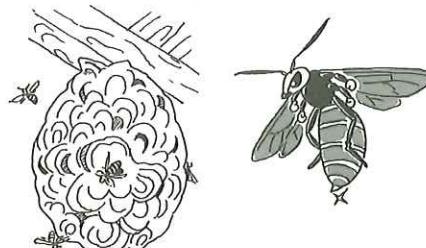


〈巣の形状の違い〉

アシナガバチの巣



スズメバチの巣



台所

台所は、常に掃除を行い清潔にし衛生的にするよう心掛けください。不衛生にしておくとゴキブリなどの害虫発生の原因ともなります。

1. 換気を心掛ける

台所は、調理するため暖かい湿気がこもりがちになります。結露の大きな原因ともなる暖かな湿気を窓を開けるとか換気扇を使用するなどして屋外に排出してください。

2. 流し台などは中性洗剤で汚れを落とす

ステンレス製の流し台及びコンロ台の汚れは、中性洗剤で洗い落としてください。研磨剤（クレンザー）などで磨きますと細かなキズがつきます。またステンレスであっても汚れを長期間放置すると錆びることがあります。



3. 排水目皿は取らない

流しの目皿やトラップの「わん」などを取り外して使用しないでください。ゴミや固形物が同時に流れ込んで排水管を詰まらせる原因となります。また使用済みの油類を流すと排水管にこびりつき詰まる原因となりますので流さないでください。

※排水トラップは、常時水を溜めておき排水立管から悪臭が出るのを防ぎます。

※定期的に外して回りの付着物を清掃し、再び取付けてください。

4. 洗浄剤を定期的に流す

排水管の詰まりや悪臭を防止のため2~3ヶ月に1度、定期的に市販している洗浄剤を使って排水管の洗浄を行ってください。



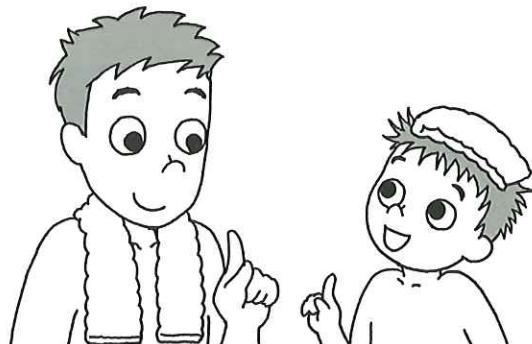
浴 室

浴室は、気持ちよく入浴できるように毎日掃除するように心掛けてください。

1. 排水目皿を清掃する

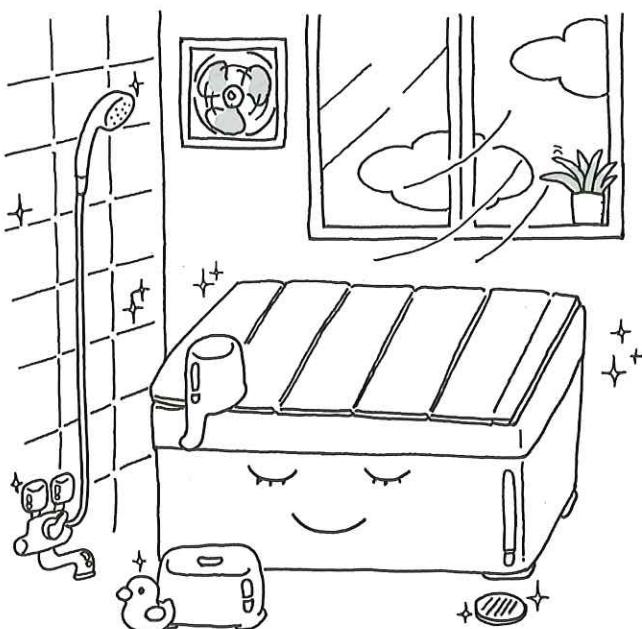
浴室の排水目皿は、髪の毛などの異物が排水管に流れるのを防ぎます。目皿に詰まつたままの状態にしておくと、水が溢れ下階へ水漏れしますので、定期的に清掃してください。

洗濯排水を浴室に流す必要がある住宅では、特に注意が必要です。



2. カビの発生を防ぐ

浴室は湿気が多いためカビが発生しやすいところです。換気や風通しを十分に行うようにして防いでください。また浴室から発生する湿気が結露発生の原因ともなりますので、風呂に入らないときは浴槽にフタをしておくようにしてください。



●使用しないときはフタをしましょう。

●換気をしましょう。

トイレ

県営住宅のトイレは全て水洗式です。中高層の住宅の汚水管は、一戸専用ではなく共用ですので、詰まらせたりすると修理が難しくなります。また修理に要する費用は、入居者の負担となりますので十分注意してください。

1. 水に溶けにくい物などは流さない

新聞紙や雑誌包装紙類の固い紙や布、生理用品、紙おむつなどを流すと汚水管が詰りますので絶対に流さないでください。紙は、トイレットペーパーを必ず使用してください。

また、浄化槽によって汚水を処理する住宅もありますので、微生物が死滅するような塩酸などの薬品が混入したものは絶対流さないでください。

2. 水漏れに注意

トイレの床は、防水施工していません。水をこぼすと下階住宅に漏れていくことがありますので、こぼしたときはすぐに拭き取り、下階の入居者の方に水を漏らしたことをただちに伝えてください。

3. 詰まつたら

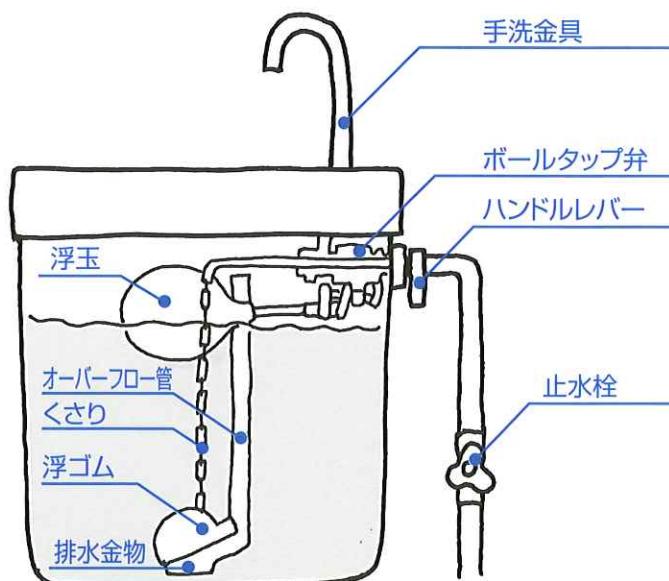
トイレが詰まつたら、ラバーカップを排水口に押し付け強く引き上げることを数度繰り返すと不要物が取れることがあります。(取れないときは業者に依頼してください。)



4. 水が止まらなくなったら

トイレの水が止まらないときは、次の方法で緊急処置をしてください。

- ① ロータンクの止水栓で止める。
- ② 元栓(47~48ページ)で止める。
(全ての水が止まります)
- ③ 使用する場合は、①や②の止水栓や元栓を開閉する。または、バケツで水をくみ便器に流してください。



水道

水は、私達の生活にかかせないものです。災害や工事に伴い水が使えなくなるのとは別に、排水管の詰まり、器具の故障、凍結などで水が使えなくなることは、十分に注意を払うことやちょっとした知識があれば、未然に防止することができるものです。

1. 断水時の注意

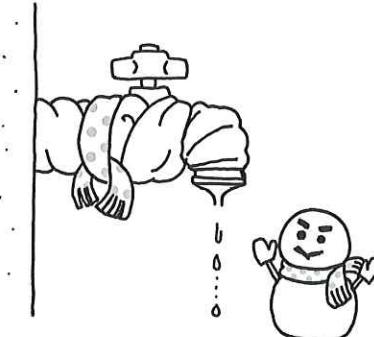
水道工事などで断水することがあります。工事業者や公社では、あらかじめ断水についてお知らせする回覧をしたり貼り紙などを掲示しますので見逃さないよう注意してください。

また断水時には住宅内の全ての水道の蛇口が確実に閉まっていることを確認をしてください。蛇口が開いていると、断水が解消した際に一気に水が出てしまい水漏れをおこしてしまう恐れがありますのでご注意ください。

2. 凍結の予防策

厳寒期に水道が凍結して水が出なくなることがあります。凍結が予想できる寒さになるような日は、次の方法などで対策をとつてください。

- ① 水道管の水抜きをする。
(水抜きバルブがある場合これを聞く。49ページ参照)
- ② メーター器やバルブなど露出している部分
に布などを巻き保温する。
- ③ ごく少量の水を垂らしておく。

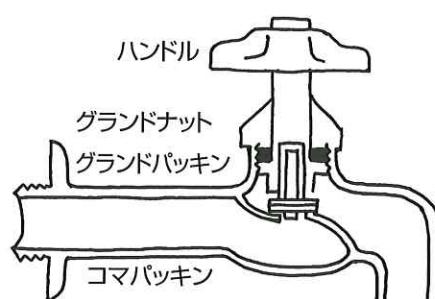


3. 水道栓からの水漏れ修理

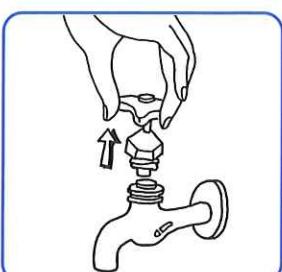
蛇口のハンドルをきっちり閉めてもポタポタと水が漏れるときは、「コマパッキン」が摩耗しているか、コマパッキンにゴミが付着していることが多い原因です。(水道栓を開けると異音が発生するのは、コマパッキンの摩耗が考えられます。)

コマパッキンは、一般に販売しており入手することができますので、下表を参照しながら交換してみてください。

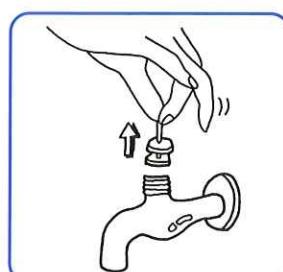
なお、交換(掃除)に際しては、必ず水道元栓(47~48ページ)を閉めてから行ってください。



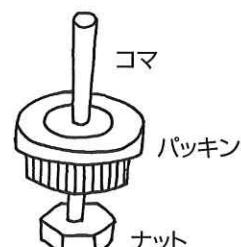
①水が止まっていることを確認し、蛇口を全開にして、スパナ等で、グランドナットを左に回してはずします。



②ハンドルを左に回してゆるめてはずします。



③コマを取り出します。



電 気

電気は、私達の生活を便利に、また豊かにしてくれる無くてはならないものです。しかしながら、誤った方法や不適切に使用すると事故発生の原因ともなりますので、正しい知識のもと適切に使用し、安全を心掛けください。

1. 停電したら

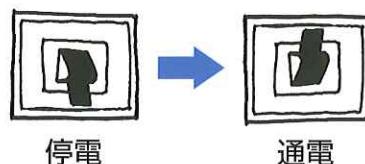
停電となったら、先ず自宅のブレーカーを確認してみてください。容量を超えて電気製品を使用したことが原因で、ブレーカーが下がった可能性があります。その場合ブレーカーを上げれば通電します。

頻繁にブレーカーが下がる場合は、電気製品の使用を制限するか、電力会社と契約している容量(アンペア)を上げることが必要です。なお、容量を上げるときは、当ガイドブック18ページ「電気容量(アンペア)の変更」を参照してください。

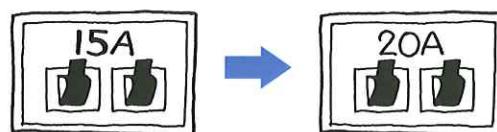
ブレーカーが上がったままの状態の場合は、近隣住宅も停電しているか確認し、停電していれば、事故や災害が原因で停電していると考えられます。普段から夜間の停電に備え懐中電灯やローソクなどは、置き場所を決めておきましょう。

※ローソクをご使用になる場合、火の取扱には十分ご注意ください。

ブレーカーは、過剰な電気の流れを防ぐ安全弁です。



電気容量(アンペア)を上げるときは18ページを確認のうえ直接、電力会社へお申込みしてください。



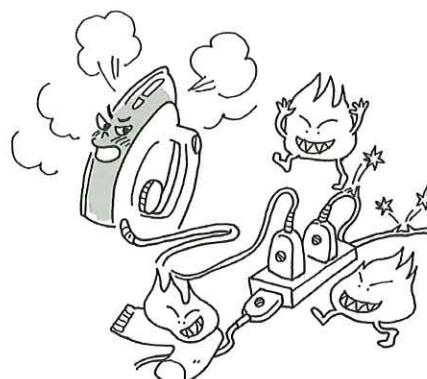
主な電気器具と標準使用電力

電気器具	容量(W)	電流(A)
炊飯器(5.5合炊飯時)	600~1,300	13
トースター	600~800	6~8
電気ポット	400~500	4~5
ミキサー	130	1.5
冷蔵庫(250ℓ)	100~200	2~3
電子レンジ(20ℓ~30ℓ)	700~1,500	7~15
換気扇(15cm)	40	0.5
洗濯機	120	3
そうじ機	1,000	10
アイロン	1,400	14
ヘアードライヤー	800~1,200	8~12
こたつ	300~600	3~6
テレビ(液晶42型)	210	2.1
ステレオ	100~200	1~2
扇風機(30cm)	45	0.5
ルームエアコン(5~7畳)	1,000	15~19
けい光灯(30w)	30	0.4
電球(60w)	60	0.6

東北電力HPより(主な電気機器のアンペアの目安)

2. 事故の予防

- ① コンセントから分岐コンセントなどにより“たこ足”配線にしないでください。
- ② ヒューズを針金などで代用しないでください。
- ③ エアコン・洗濯機・電子レンジなどにはアースを付けましょう。
- ④ トースター・アイロン・ファンヒーターのつけ放しに注意しましょう。
- ⑤ コンセントから時々プラグを抜き、ホコリを掃除しましょう。(トラッキング現象による火災防止)



地震に備えよう

いつ発生するかわからない地震に備え、被害をできるだけ少なくするようあらかじめ対策をとっておきましょう。

1. 地震が発生したら

あわてて廊下や階段に飛び出すと、落下物などで、かえって危険な場合があります。まず第一に安全を確保しましょう。戸や窓を開け出口(避難経路)を確保し、丈夫なテーブルの下に伏せましょう。その後、地震がおさまってから火元を消しましょう。

日頃からこうした訓練をしておけば、いざという時も落ち着いて行動ができます。

ラジオや公的な情報で正しい地震情報を知って行動することが大切です。



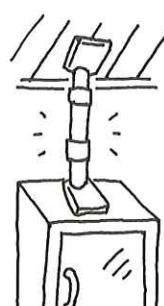
2. 家具等の転倒防止

地震の際は、家具の転倒等により思わぬ事故となることがあります。

その対策として、付け鴨居及び天井真下の回り縁を除くコンクリート壁面(木構造の場合は胴縁)に針金またはL型金物を固定するネジを取付けて家具等を留める方法があります。(模様替え等承認申請が必要です。)

また、ホームセンター等で販売している家具等と天井を固定する「突っ張り棒」による簡単な方法もあります。

なお、地震の揺れによって、家具等の上に置いている物が落ちてくる危険もあります。なるべく高い所には物を置かない、重い物は低い場所に置くことも必要です。



3. 非常に必要な物

ライフライン(電気、ガス、水道等)の供給が停止し、復旧に数日を要することも考えられます。非常時の生活に必要なものをあらかじめ準備しておくと安心です。また物をひとまとめにし、常に決まった場所に置いておくことも重要となります。

- ◎数日分の非常用飲料水及び食料
- ◎懐中電灯、ローソク、ラジオ、乾電池
- ◎タオル、下着、ビニール袋、軍手
- ◎医薬品、医療用品、貴重品(預金通帳、実印等)、その他



4. 避難場所等の確認

地域の指定避難場所と避難路を確認しておきましょう。また通信網が混乱し、家族同士の連絡が取れない状況になることがありますので、あらかじめ集合場所等について、家族で話し合っておきましょう。

火災を防ごう

火災は、入居者の皆様が注意することで、未然に防ぐことができます。火の取扱いには十分にご注意ください。

1. 主な火災の原因

火災の主な原因是、次のようなことに起因しますので、特に注意してください。

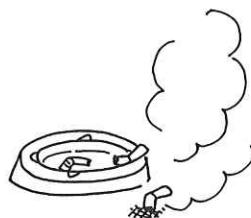
◆天ぷら油の過熱

- ・天ぷら油だけでなく、調理中に火から離れると火災を招きやすくなります。



◆タバコの火の不始末

- ・寝タバコは火災を招きやすいので、絶対にしないでください。



◆子どもの火遊び

- ・ライターや燃えやすいものを放置すると、火遊びや放火を招くことがあります。



◆アイロンやこたつの電気の消し忘れ

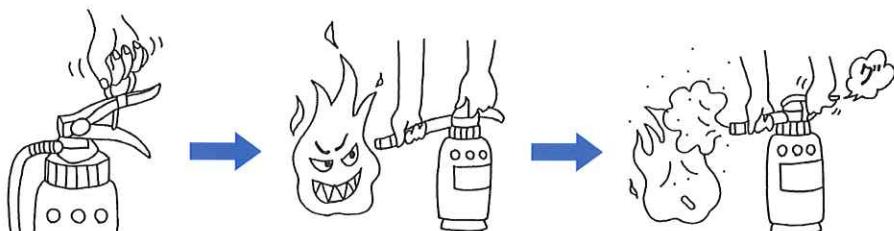
◆暖房器具の不適切な使用

- ・使用中の給油、暖房器具の上に物を置くなどしないでください。



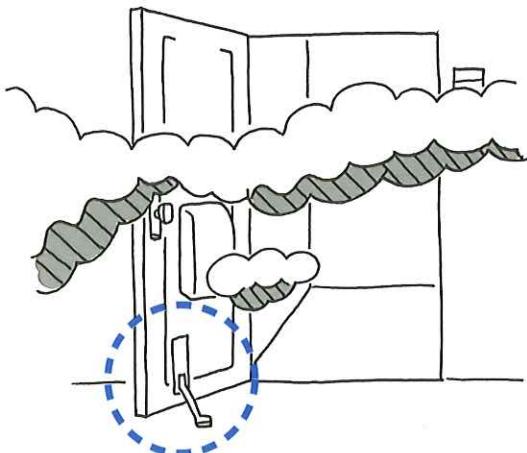
2. 火災が発生したら

万一、火災が発生したらあわてずに消火器などで、初期消火に努めてください。燃え広がった時は、煙や炎が廊下や階段に出ないように窓やドアを閉めてから避難してください。そのため、ドアストッパーの取付けは禁止されています。また、消防署への通報も忘れずにしてください。



ドアストッパー取付禁止

- ★防火のためにドアは閉めておきましょう。
- ★ドアストッパーは延焼防止のために禁止されています。



3. 避難方法

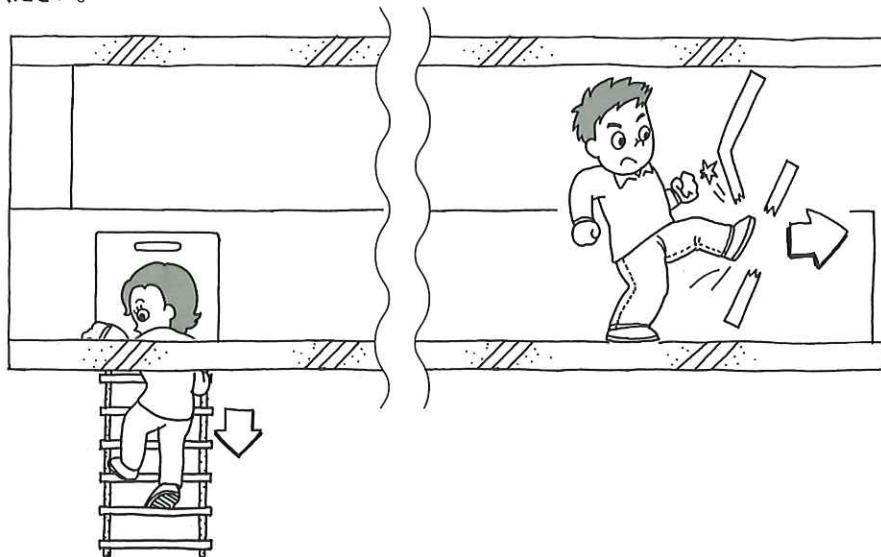
火災が発生し、避難しなければならない状況となったときは、ベランダを使用し避難する方法があります。

ベランダには、隣との境に隔板を設けており、ある程度の力を加えると隔板は破ることができます。避難の際は、隔板を破り隣の住宅へ避難してください。

また一部の住宅のベランダには、下階住宅に避難できる避難口（垂直避難口）が設けてあります。

避難口のフタ（ハッチ）にハシゴが取付けてありますので、ハシゴを使用して下の住宅に避難することができます。

隔板及び避難口の場所に物を置くことは、避難の障害となり重大な事故につながる恐れがありますので、物は絶対に置かないでください。



4. 防火訓練

定期的に実施されている防火訓練には積極的に参加し、万一の火災などの災害に備えましょう。



14 その他

水道元栓の場所

※一部住宅についての掲載となります。

メーターBOXの位置	元栓の位置	主な団地
		<ul style="list-style-type: none"> ◆白石寿山 ◆岩沼亀塚 B4～B5号棟 ◆岩沼相の原 4～6号棟 ◆七ヶ浜遠山 1、2号棟 ◆多賀城中峯元 1、2号棟 ◆矢本下浦 1号棟
		<ul style="list-style-type: none"> ◆亘理下茨田 ◆岩沼亀塚 A1～A2号棟 ◆岩沼相の原 1～3、7～12 15、16 ◆加茂 1～3号棟 ◆矢本下浦 2～6号棟
		<ul style="list-style-type: none"> ◆黒松第二～三 ◆将監第二 12～15号棟

メーターBOXの位置	元栓の位置	主な団地
		◆将監第二 16~27号棟
		<ul style="list-style-type: none"> ◆岩沼千貫 ◆岩沼 ◆燕沢 ◆桜ヶ丘 ◆虹の丘 ◆加茂 4~10号棟 ◆涌谷中島 ◆小牛田峰山 5、6号棟
		<ul style="list-style-type: none"> ◆丸森神明 ◆大河原結ヶ丘 ◆村田石生 ◆中新田田川・羽場 ◆松山金谷 ◆鳴瀬 <p>※その他木造戸建てタイプ</p>

水道元栓の形状		

水抜き栓の場所

※一部住宅には、凍結防止用の水抜き栓が設置されております。

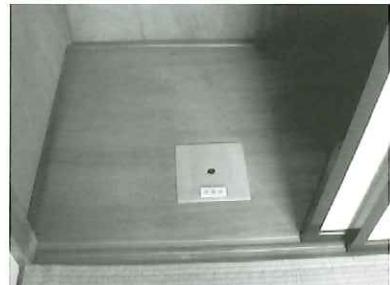
水抜き栓の場所



メーターボックスの中
◆七北田 ◆松陵 ◆塩釜天満崎 他

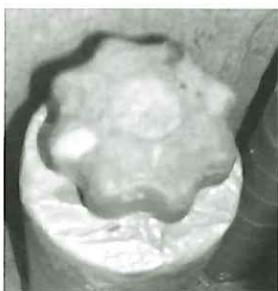


流し台の中
◆多賀城浮島 ◆石巻鹿妻 他



押入の中
◆塩釜天満崎 ◆石巻鹿妻 他

水抜き栓の形状



通常状態

室内の水道を
使用するとき。

あける

水抜きする時

- ①元栓をしめる。
- ②室内の蛇口を開ける。
- ③水抜き栓をしめる
右回りに回す。

しめる

※色は通常赤ですが住宅によって
違う所もあります。



住まいのガイドブック
MEMO





宮城県住宅供給公社

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル1階

《連絡先（受付時間 8:30～17:15）》

保全課

《住戸内修繕、住戸外修繕》

☎022-264-0605

入居管理課

《収入申告・家賃減額等承認申請》

☎022-206-4480

《入居承継、住宅明渡等の各種届出等》

☎022-224-0014

収納整理課

☎022-222-1403

東部支社 石巻市東中里一丁目11番2号

所管区域：石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市

- 入居管理班（申請・届出に関すること）

☎0225-85-0301

- 入居管理班（滞納整理に関すること）

☎0225-21-5657

- 募集班

☎0225-85-0296

- 住宅管理班

☎0225-21-8030

- 施設管理班

☎0225-85-0393

東部支社 気仙沼出張所

気仙沼市八日町一丁目1番1号 市役所内

所管区域：気仙沼市

☎0226-22-4436

《執務時間外》

夜間・土日曜日・祝日

緊急連絡センター（総合警備保障宮城支社）

☎022-213-8750